第1部

8-1 「緊急経済対策|

平成 4 年 3 月 31 日

我が国経済は現在、労働力需給は引締まり 基調で推移しており、住宅建設は下げ止まり の動きがみられる一方、設備投資は製造業を 中心に伸びが鈍化し、個人消費は雇用者所得 の伸びに支えられて基調として堅調に推移し ているものの、このところ伸びが鈍化してい る。こうした中で、在庫調整と鉱工業生産の 停滞が生じている。企業収益はなお比較的高 い水準にあるものの減少しており、企業の業 況判断には、減速感が広まっている。

以上のような調整過程にある我が国経済の 政策課題は、こうした調整が企業家等の心理 を大きく冷え込ませ、国民経済に悪影響を及ぼ すことがないよう適切に対応することである。

このため、引き続き適切な財政・金融政策の運営を図ることとする。こうした観点から、景気に配慮して平成4年度予算等で大幅な伸びを確保している国、地方の公共事業等について予算成立後の施行に当たっても促進を図ることとする。また、公益的色彩を持つ民間企業の投資の円滑な実施を要請する。加えて、労働力不足と労働時間短縮に対応した省力化投資を促進し、生活大国の実現に即した個人消費の多様化や、住宅投資の促進を図ることとする。さらに、中小企業対策へのきめ細かな支援措置を充実し、証券取引制度改革や社債市場の活性化等資金調達環境の整備に努める。

政府としては、このような方針の下に、下記のような緊急経済対策を講じることとする。こうした経済運営は、現在調整過程にある我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させるものであり、これがまた、国民生活の充実につながるとともに、ひいては、世界経済の安定的発展にも資するものと期待される。

記

- I. 公共事業等の施行促進
- 1. 平成4年度予算成立後の公共事業等については、労務、資材等の面で支障を生じな

いよう十分配慮しつつ、上半期における契 約済額の割合が全体として75%を上回るこ とを目途として、施行の促進を図る。

公共事業の配分に当たっては、各地域の 経済情勢、社会資本の整備状況等を勘案し て適切に行うものとする。

- 2. 地方公共団体においても、上記の措置に 準じて地方単独事業を含め事業の円滑な施 行を図るよう要請する。
- Ⅱ. 民間設備投資の促進

以下の事業について、次のような設備投資の円滑な実施を行うよう要請する。

1. 電力事業については、電源開発及び送配電線等流通設備の整備に最大限取り組むため、当初計画に約3000億円上乗せした約4兆6000億円の設備投資を計画しており、その円滑な実施を図るとともに、特に、平成4年度下半期に予定されている発注のうち、1兆円程度を上半期に繰り上げるよう要請する。

ガス事業についても、供給力向上の観点 から設備投資の円滑な実施を図るとともに、 平成4年度上半期に繰り上げ発注に努力す るよう要請する。

2. NTT、KDDをはじめとする第一種電気 通信事業者の設備投資について、設備投資 の前倒し及び設備投資額の上積みにより、 上半期の設備投資額の900億円程度の増額 (これによって上半期は合計1兆2900億円程度) に努力するよう要請する。

Ⅲ. 省力化投資の促進

労働力不足に対応しつつ民間設備投資の促進を図るため、労働時間の短縮に資する等の省力化設備投資を行う事業者等に対する融資制度を日本開発銀行及び北海道東北開発公庫に創設する。

労働力の確保が困難である中小企業の省力 化投資については、国と都道府県等との協力 により運営されている中小企業人手不足対策 緊急貸付(中小企業体質強化資金助成制度) の金利引下げを図る。

また、国民金融公庫、中小企業金融公庫等 の労働環境整備貸付制度について、その貸付 対象の拡大を行うとともに、制度の周知徹底 等のため各都道府県毎に、都道府県、労働基 進局、通商産業局、公庫、関係中小企業団体 等をメンバーとする連絡協議会 (仮称)を開 催すること等により、制度の利用促進を図る。 こうした中小企業向け低利融資制度に加え、

労働力不足対応設備リース事業 (中小企業事 業団) の積極的活用を図る。

Ⅳ. 個人消費、住宅投資等の促進

1. 労働時間の短縮

次のような労働時間短縮の施策を実施する。

(1) 国家公務員の完全调休二日制について は、「一般職の職員の給与等に関する法 律及び行政機関の休日に関する法律の一 部を改正する法律 | 等の成立を受けて、 平成4年5月を目途に実施する。

また、地方公共団体における完全週休 二日制についても、「地方自治法の一部 を改正する法律 | の成立を受けて、出来 る限り国との均衡をとりつつ導入ができ るよう、必要な条件整備に努めるよう地 方公共団体に対して要請する。

(2) 現在、国会に提出中の「労働時間の短 縮の促進に関する臨時措置法案 | の成立 を受けて、労使が労働時間短縮を進めや すくするような環境整備を図るため、労 働時間短縮推進計画の策定等を行う。

2. 電話料金の引下げ

国内遠距離電話料金について、利用者の負 担の軽減を図るため、長距離系の新規参入第 一種電気通信事業者の料金引下げを4月中に 実施するよう努める。

3. 住宅投資の促進

- (1) 持家取得の促進を図るため、住宅金融 公庫等の融資について、平成4年度予算 により、次のような融資制度の拡充をし、 その積極的活用を図る。
 - ① 個人住宅等について貸付限度額の引 上げ(20万~30万円引上げ)
 - ② 特別割増貸付額の引上げ(100万円 引上げ)
 - ③ 東京圏における分譲共同住宅の購入 に対する特別加算額の引上げ(100万 円引上げ)
- (2) 住宅金融公庫等の貸付の促進を図るた め、個人建設住宅等の申込期間の拡大及

び高層住宅、建売住宅の年度上期の常時 受付けを実施する。

- (3) 公共賃貸住宅の建替えを促進するため、 「公共賃貸住宅建替10箇年戦略」の早期 策定を図る。
- (4) 住宅リフォームを促進するため、住宅 金融公庫等の住宅改良融資(住宅の増改 築、キッチンシステム等の取替・新設工 事等への融資) の積極的活用を図るとと もに、増改築等リフォームに係る相談体 制の充実・強化、地方公共団体との連携 によるリフォームに重点を置いた住宅 フェア等の開催を推進する。

4. 駐車場整備の促進

- (1) 駐車場整備のマスタープランとなる駐 車場法に基づく駐車場整備計画につき、 市町村における策定の促進を図る。
- (2) 駐車場整備地区等において地権者が共 同して駐車場を整備する共同駐車場整備 促進事業、交通安全施設等整備事業等の 駐車場と共同で整備する民間駐車場事業 等の積極的発掘を図り、総合的な駐車場 整備の促進を図る。また、道路開発資金 等による低利融資制度の積極的活用を図 る。
- (3) 共同住宅等の車庫整備を促進するため、 住宅金融公庫等の融資の割増貸付(駐車 台数が全戸分設置された集合住宅団地に 対し一戸当たり100万円) や住宅改良融 資の積極的活用を図る。

V. 中小企業対策

1. 中小企業金融対策

- (1) 政府関係金融機関、信用保証協会に対 し、中小企業者の実情に応じたきめ細か い貸付及び保証等の運営を行うよう指導 するとともに、民間金融機関についても、 中小企業金融の円滑化に配慮するよう要 請する。
- (2) 労働力の確保が困難である中小企業の 省力化投資については、国と都道府県等 との協力により運営されている中小企業 人手不足対策緊急貸付(中小企業体質強 化資金助成制度)の金利引下げを図る。

また、国民金融公庫、中小企業金融公 庫等の労働環境整備貸付制度について、 その貸付対象の拡大を行うとともに、制

8 I 総説

度の周知徹底等のため各都道府県毎に、 都道府県、労働基準局、通商産業局、公 庫、関係中小企業団体等をメンバーとす る連絡協議会(仮称)を開催すること等 により、制度の利用促進を図る。

こうした中小企業向け低利融資制度に加え、労働力不足対応設備リース事業 (中小企業事業団)の積極的活用を図る。

- (3) 政府関係金融機関を通じた中小企業に対する円滑な資金供給を促進しているところであり、このため必要な国民金融公庫、環境衛生金融公庫に対する財政投融資計画の追加(国民金融公庫500億円、環境衛生金融公庫175億円)を3月26日に決定した。
- (4) 需要の著しい減少等がみられる業種に 属する中小企業者の担保力・信用力の不 足を補完するため、中小企業信用保険法 に基づく倒産関連保証の対象業種を追加 する。
- (5) 資金調達力が弱く、設備の選定等についても専門的知識、技術を有しない小規模企業者に対する設備近代化貸与の貸与損料(割賦手数料)及びリース料率の引下げを図る。
- (6) 地域における内需の振興のため、中小企業事業団の高度化融資に係る工場団地、 卸団地の建設等を前倒しして実施すると ともに、その円滑な執行を図るため、都 道府県においても必要な措置を講ずるよう要請する。
- (7) 地域的な要因により、売上げの減少等 経営の安定に支障を生じている中小企業 者に対する経営安定対策貸付の積極的な 活用を図る。

2. 下請中小企業対策、官公需対策等

- (1) 親企業の下請中小企業に対する不当なしわ寄せを防止するため、昨年12月13日及び本年2月27日、親事業者に対して、指導したところであり、検査の重点化を図る等、今後とも下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図る。
- (2) 下請中小企業の受注機会の確保を図る ため、親事業者に対し下請企業振興協会 への登録促進等を要請し、下請企業振興 協会を通じた下請取引の機動的、広域的

なあっせんに努める。

(3) 公共事業における中小企業の受注機会の増大を図るとともに、都道府県に対しても同様の配慮を要請する。

3. その他

中小企業施策の一層の普及を図るとともに、 中小企業庁、各通商産業局に相談窓口を設置 するほか、各都道府県においても同様の措置 を讃するよう要請する。

また、「中小企業における労働力の確保の ための雇用管理の改善の促進に関する法律」 に基づく各種支援措置の迅速かつ積極的な活 用を図る。

VI. 資金調達環境の整備

1. 証券取引制度改革等の推進

先般、①金融・証券市場における取引の公正性、透明性を確保することにより、投資家の信頼を回復し、市場の活性化を図る観点から、証券取引等監視委員会の設置等を内容とする関係法案を、②金融・証券市場における競争を促進し、企業の資金調達を円滑にする等の見地から金融・証券取引制度の包括的改革を内容とする関係法案を、それぞれ国会に提出したところであり、その早期成立を期する。

2. 社債市場

企業の資金調達を円滑化する観点から、社 債発行限度規制の撤廃・受託制度の見直し等 のための社債関連法改正に向けての検討を促 進するなど、社債市場における諸規制、諸慣 行の見直し、撤廃を図る。

3. 株式市場

株式市場の活性化を図るため、これまで種々の措置を講じてきたところであるが、引き続き、魅力的な株式市場の構築のため、企業の配当政策の見直しについて要請するとともに、大口投資家向け株式投資信託の設定を推進する。

また、自社株保有に関する規制のあり方について、商法との関係も含め幅広い観点から検討する。

Ⅲ. 金融政策の機動的運営

内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

(出所) 内閣府経済社会総合研究所ウェブ・

ページ (http://www.esri.go.jp/jp/prj/ sbubble/data_history/data_history_ list.html) o

8-2 「総合経済対策|

平成 4 年 8 月28日

我が国経済は現在、最終需要を中心に停滞 しており、資産価格の下落もあって厳しい状 況に直面している。

すなわち、住宅建設に回復の動きがみられるものの、個人消費は伸びの鈍化が続いており、設備投資は製造業を中心に弱含みとなっているなど、最終需要を中心に停滞している。鉱工業生産も在庫調整の動きから停滞傾向で推移しており、企業収益は減少し企業の業況判断は減速感と先行き不透明感が続いている。さらに、労働力需給も一部に緩和の動きがみられる。

加えて、株価と不動産価格が大幅に低下し、 金融機関の不良資産が増大し内部蓄積が減少 したことを背景に、金融機関の融資対応力の 低下や金融システムの安定性の問題、その実 体経済への影響が懸念されるに至っている。

このような状況が進展しこれ以上国民経済 に悪影響を及ぼすことがないよう、政府とし て適切かつ機動的に対処することが肝要であ る。

このため政府としては、早急に、総規模10 兆7,000億円にのぼる財政措置を中心とした 下記のようなパッケージとしての総合的な経 済対策を実施する。すなわち、公共用地の先 行取得を含む公共投資等の拡大や、設備投資 減税、政府関係金融機関の活用等により内需 の拡大を図るとともに、金融機関の不良資産 問題への対応策等金融システムの安定性の確 保のための施策及び証券市場の活性化などの ための施策を積極的に講ずる。また、中小企 業対策、雇用対策及び輸入の促進のための措 置を講ずる。

以上のような総合経済対策は、市場経済の活力の源泉である民間部門の自助努力による 在庫圧縮や経営革新とあいまって、現在調整 過程にある我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行 させるものであり、これが真に国民が豊かさ を実感できる生活大国の実現につながり、ひいては、世界経済の安定的発展にも資するものと期待される。

記

1. 公共投資等の拡大

公共投資等については、公共用地の先行取得を含め次のとおり、総額8兆6,000億円の事業規模を確保する。

- (1) 一般公共事業については、引き続き施行の促進を図るとともに、各地域経済の実情を踏まえ、国民生活の質の向上に重点を置いた分野にできる限り配慮しつつ、事業費3兆4,000億円を追加する。
- (2) 災害復旧事業については、復旧進度を大幅に高めることにより速やかな事業実施を図ることとし、事業費5,000億円を追加する。
- (3) 国民生活基盤、研究開発基盤の充実を図るため、文教施設、研究施設等をはじめ各種施設等の整備を積極的に推進することとし、事業費5.500億円を追加する。
- (4) 公共用地の先行取得を含め公団等の事業費5,500億円を追加する。
- (5) 地方単独事業についても、引き続き施行の促進を図るとともに、地域の実情に即して道路、下水道、一般廃棄物処理施設等の住民に身近な社会資本の整備等を一層積極的に推進することとし、これに必要な地方債の追加等を行い、1 兆8,000億円の事業費を確保する。

また、公共用地の先行取得については、 地方債の積極的活用等により、1兆円の事 業費を確保する。

- (6) 住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫及び年金福祉事業団の住宅融資制度の拡充を行い、事業規模8,000億円を追加する。
- 2. 公共用地の先行取得

公共事業等の円滑な実施を図るとともに土地取引の流動化にも資するため、地価動向に十分配慮しつつ、公共投資等の拡大のうち、次のとおり総額1兆5,500億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

- (1) 用地の先行取得のための国庫債務負担行 為について事業費1.500億円を追加する。
- (2) 道路整備特別会計、都市開発資金融通特

別会計等において、用地の先行取得のため 事業費2.500億円を追加する。

- (3) 日本道路公団、住宅・都市整備公団等に おける用地の先行取得のため、事業費 1500億円を追加する。
- (4) 地方公共団体等における用地の先行取得 の促進を図るため、土地開発基金及び土地 開発公社の活用を図るとともに、公共用地 先行取得債等による積極的な対応を図るこ とにより、全体として事業費1兆円の確保 を図る。

また、日本国有鉄道清算事業団用地及び 市街化区域内農地の先行取得については、 利子負担軽減のため所要の措置を講ずる。

(5) なお、土地取引の目安として地域の地価 動向に関する情報を市場に提供するため、 短期的な地価動向を迅速に把握、提供する 体制の充実を図る。また、現下の地価動向 にかんがみ、公共用地の先行取得が現在の 地価を反映した適正な価格で行われるよう、 各種地価情報の収集、活用体制の充実を図 る。

3. 住宅投資の促進

住宅投資については、宅地の円滑な供給を 図りつつ、住宅建設を促進するため、住宅金 融公庫及び年金福祉事業団等の住宅融資制度 を拡充する。

(1) 住宅金融公庫

- ① 貸付枠1万戸の追加を行うとともに、 申込受付期間を拡大する。
- ② 個人住宅の建設、購入を促進するため、 特別割増貸付けの貸付額を増額する (200万円)。
- ③ 良質な住宅ストックの形成を促進する ため、貸付対象となる住宅の面積上限を 引き上げる(現行220m²を240m²に改定) とともに、大型住宅の貸付限度額を増額 する (100万円)。
- ④ 優良分譲住宅等の購入を促進するため、 貸付対象となる竣工後経過期間を延長す る (現行2年を3年に延長)。
- ⑤ 中古住宅市場を活性化するため、中古 住宅に対する融資制度を拡充する(金利 の基準金融への引下げ、償還期間の延長、 特別割増貸付けの200万円増額)。
- ⑥ 良質な民間賃貸住宅の建設を促進する

ため、特別割増貸付けの貸付額を増額す る (180万円)。

- (7) 住宅の改良を促進するため、特別割増 貸付けの貸付額を増額する(100万円) とともに、マンション管理組合に対する 債務保証限度額を引き上げる(現行50万 円を100万円に改定)。
- ⑧ 駐車場整備を促進するため、住宅建設 に伴う駐車場設置に係る融資制度を拡充 する(戸建住宅を駐車場割増貸付けの対 象に追加する等)。
- ⑨ 宅地供給を促進するため、宅地造成に 対する融資制度を拡充する(現行融資率 5~8割を8~9割に改定)。

(2) 年金福祉事業団

年金福祉事業団の特別貸付けの被保険者期 間区分の見直しを行うとともに、貸付対象と なる住宅の面積上限を引き上げる(現行 220m²を240m²に改定)。

(3) その他

勤労者の持家取得を促進するため、雇用促 進事業団及び住宅金融公庫等の勤労者財産形 成持家融資制度を拡充する(貸付最高限度額 の引上げ等)。

4. 民間設備投資の促進

(1) 設備投資を促進するための税制上の措置 省力化、合理化関連等の民間設備投資を促 進するため、臨時時限の措置として、中小企 業の高度化、環境にも配慮したエネルギーの 有効利用、研究開発に資する設備約130設備を、 中小企業新技術体化投資促進税制、エネル ギー需給構造改革推進投資促進税制、基盤技 術研究開発促進税制の対象に追加する(10月 1日実施)。本措置により、直接対象となる 設備のほかそれに付随して購入される設備等 を加えれば、相当規模の投資が促進されるも のと期待される。

(2) 政府関係金融機関の融資の活用等

民間設備投資を促進するため、日本開発銀 行、北海道東北開発公庫等において総額 9.000億円程度の貸付枠の追加等を行うとと もに、省力化、省エネルギー、環境対策投資 等のための融資制度を拡充する。

- (3) 電力事業、ガス事業、NTT、KDD等の 設備投資の円滑な実施
 - ① 電力事業及びガス事業について平成4

年度中に、1,300億円程度を目途に投資等の追加に努力するとともに、平成5年度から平成4年度下半期に発注を5,000億円程度繰り上げるよう要請する。

なお、電力事業については、平成4年度及び平成5年度において合計で過去2年間の投資規模(約8兆円)を約1兆円以上上回る設備投資を見込んでおり、その円滑な実施を図るよう要請する。

② NTT、KDDをはじめとする第一種電気通信事業者については、平成5年度の設備投資の前倒し及び設備投資額の上乗せにより、平成4年度の設備投資額を更に700億円程度追加(これによって平成4年度の設備投資額は合計2兆6,300億円程度)すべく努力するよう要請する。

5. 中小企業対策等

厳しい経営環境下において、中小企業に対する一層の金融の円滑化を図るとともに、中小企業の構造改革を促進するため、政府関係中小企業金融機関等を通じ、以下のような措置を講ずること等により、総額1兆2,000億円規模の貸付枠の追加等を実施する。

- (1) 中小企業の経営安定対策
 - ① 中小企業の資金調達の円滑化を図るため、国民金融公庫及び中小企業金融公庫等の貸付限度額に大幅な別枠を設けること等により貸付規模を拡大する。
 - ② 中小企業の経営安定を図るために必要 な低利資金を供給するため、緊急経営支 援貸付制度を中小企業体質強化資金助成 制度において創設する。
 - ③ 小企業等の経営安定を図るため、国民 金融公庫の小企業等経営改善資金融資制 度(マル経制度)等の貸付限度額を引き 上げる。
- (2) 中小企業の構造改革のための設備投資促進等
 - ① 時短促進のための省力化、環境対応、流通業対策等中小企業が必要とする構造 改革を支援するため、政府関係中小企業 金融機関及び中小企業体質強化資金助成 制度を通じた低利資金の融資制度を設け る等の措置を講ずる。
 - ② 中小企業の省力化、合理化関連等の設備投資を促進するため、中小企業の高度

化、環境にも配慮したエネルギーの有効 利用等に資する設備を、投資促進税制の 対象に追加する。

- ③ 中小企業事業団の高度化融資事業を前 倒しして実施する。
- ④ 中小食料品小売業者等の流通の改善、 農林漁業金融の円滑化等を図るため、農 林漁業金融公庫の低利融資制度の延長等 を行う。

(3) 下請企業対策

下請取引オンライン・ネットワークシステムによる全国規模のあっせんの開始等下請取引あっせんの強化を行う。

6. 雇用対策

雇用動向についての情報の収集、分析を迅速かつ的確に行うとともに、失業を伴わない労働移動の円滑化を図り、併せて、雇用調整助成金の支給対象となる業種の指定基準の緩和に係る暫定措置を設け、業種指定を機動的に行うことにより、事業転換や能力向上のための教育訓練、出向、一時休業による雇用維持を図る。

- 7. 生活ニーズの多様化への対応
- (1) 民生分野を中心とした新規需要の開拓

民生分野を中心とした新規需要の開拓に向け、最新の技術動向(例 マルチメディア技術、革新的合繊技術)を踏まえた製品、システムや新しいライフスタイルに対応した製品、サービスに係る潜在的ニーズの探究や将来展望の検討を行う。

(2) 利用者の立場に立った行政の情報化等 利用者の立場に立った行政情報システムの 整備等を目指し、国、地方公共団体等の情報 関連機器の導入等を促進するため、各省庁会 議等の機会を通じた情報化投資の促進の呼び かけ等を行う。

(3) 消費者信用の適切な活用

支払期限に係る条件の緩和等消費者信用の 適切な活用策について早急に検討し、可能な ものから速やかに実施する。

- (4) 集客努力による購買意欲の喚起 流通業の活性化、各種イベントの積極的活 用等を通じて購買意欲の喚起を図る。
- 8. 輸入の促進
- (1) 外貿ターミナル等輸入インフラの整備を 推進するとともに、輸入促進地域(フォー

リン・アクセス・ゾーン)の整備を促進する。また、これと関連して総合保税地域制度の積極的な活用を図る。

- (2) 外国企業の対日輸出努力を支援するため のビジネス・サポーティング・センターを 設置する等日本貿易振興会の輸入促進機能 の強化を図る。
- (3) 一層の輸入促進を図るための特別の措置 として、日本開発銀行等の輸入体制整備融 資及び日本輸出入銀行の製品輸入金融の金 利の引下げを図る等輸入促進のための政策 金融を拡充する。
- (4) 政府の施設等の整備に係る政府調達において、外国製品の輸入が行われるよう配慮する。
- (5) 市場アクセスの改善を図る観点から、 OTOの活動の充実を図る。
- 9. 金融システムの安定性の確保

金融機関に対し、従来以上の徹底した合理 化努力を前提としつつ、金融システムの安定 性の確保と資金の円滑な供給を図るべく金融 機関自身が総力を挙げて取り組むよう要請す るとともに、政府としても、以下のような対 策を講ずることとする。

- (1) 金融機関の不良資産問題
 - ① 民間金融機関の協調による、担保不動産の流動化のための方策の検討を急ぎ、 遅くとも年内に具体的成案を得る。
 - ② 金融をとりまく環境の変化を踏まえ、 金融機関の不良資産の迅速かつ的確な処理が図れるよう、税務上の取扱いについ て実態に即した運用を行うとともに、国 税当局の審理体制を整備する。
 - ③ 金融制度調査会における不良資産額の 積極的な開示・公表の検討を踏まえ、本 年度決算期より各金融機関が不良資産額 のディスクロージャーを実施することを 期待する。なお、今中間決算時点での不 良資産額については、その概況を本年3 月末時点と同様に取りまとめ、公表する。
 - ④ 住宅金融専門会社、ノンバンク等の個別問題については、その処理方針の早期確定と計画的・段階的処理に向けての関係者の一層の努力を要請する。
- (2) 金融機関の融資対応力の確保 金融機関の融資対応力を確保し、資金の円

滑な供給を図り、貸し渋りという事態が生じることのないよう、以下のような対策を講ずる。なお、これらの措置により、平成5年3月末のBIS自己資本比率最終基準(8%以上)への対応が可能となるものと考えられる。

- ① 永久劣後債及び強制転換権付劣後転換 社債などの導入が行われているところで あるが、今後とも、永久劣後ローンなど の新たな自己資本充実手段の拡充を図る。
- ② 債権の流動化の手段について、新たに 信託方式を活用するなど一層の多様化に 努める。
- (3) 金融制度改革の実施

金融機関が自主的な判断に基づき選択した 経営路線に従って、経営上の創意工夫を発揮 し、自らの特性を活かしつつ、金融環境の変 化に対応した業務の展開を行えるよう、先般 成立した金融制度改革法の着実かつ円滑な実 施を図る。

10. 証券市場の活性化等

証券市場が企業の長期資金の調達及び国民の資産形成の場として本来の機能を果たせるよう、安定的で活力ある市場の確立に向けて、以下のような株式運用規制の緩和等の対策を講じ、個人及び機関投資家等の株式市場への参加を促進する。

- (1) 株式運用規制の見直し
 - ① 公的資金(郵便貯金、簡易生命保険等)による簡易保険福祉事業団等を通じる単独運用指定金銭信託(指定単)への運用について、その株式組入れ比率の制限を設けない新たな指定単を設けるとともに、財政投融資計画の資金運用事業の資金に1兆1,200億円の追加を行う。

これに平成4年度財政投融資計画に資金運用事業として計上されている分から設定されるものを併せ、新たな指定単へ運用される額は2兆8.200億円となる。

- ② 貸付信託の運用対象に株式を追加する。
- ③ 実績配当型金銭信託(株式組入れ限度 20%)の創設を早期に実現する。
- (2) 政府保有株式の売却の凍結等

日本電信電話株式会社株式について、平成 4年度と平成5年度の2年間、売却を凍結す る。また、東日本旅客鉄道株式会社株式及び 日本たばこ産業株式会社株式については、平 成4年度は売却を見送る。

- (3) 個人投資家の長期的で安定的な株式投資 の促進
 - ① 個人投資家の長期的で安定的な株式保 有を促進するため、長期保有に適した株 式投資信託の商品開発等を推進する。
 - ② 従業員持株制度の一層の促進を図るため、制度運用を弾力化する。
 - ③ 株式の投資単位の引下げを促進するため、発行企業に対し単位のくくり直しや株式分割を要請するとともに、株式累積投資制度等単位株未満の株式投資が可能となるような方策を速やかに検討する。
 - ④ 本年4月に実施された利益配分ルール 等を踏まえつつ、発行企業に対し引き続 き配当性向の引上げ等を要請する。
- (4) 企業の資金調達環境の整備
 - ① 社債発行限度規制の撤廃、受託制度の 見直し等を柱とする社債関連法の改正法 案を次期通常国会に提出すべく検討を進 める等引き続き社債市場における諸規制、 諸慣行の見直し、撤廃を図る。
 - ② 公正で円滑な株式公開の仕組みを確保 するため、東京証券取引所、日本証券業 協会における検討状況も踏まえ、株式公 開制度の見直しを行う。
 - ③ 自己株式の取得及び保有に関する規制 の見直しについて、商法をはじめ幅広い 観点からの検討を促進する。

(5) 証券会社の適正な投資勧誘の推進

証券市場への円滑な資金供給を図る観点から、日本証券業協会を中心に、法令等についての照会制度の導入等により証券営業に関するガイドラインの充実、周知徹底を図り、証券会社の適正な投資勧誘の円滑な推進を図る。

(6) 金融機関による安易な益出しの抑制等

金融機関に対し、決算対策のための安易な 益出しの抑制を要請し、併せて配当性向基準 の適用の一時停止等の措置を講ずる。

(7) 先物取引の在り方の検討

現物・先物両市場の健全な発展を図る観点から、先物取引等に関し、市場管理、取引制度、商品性の在り方等について幅広く関係者の意見を聴きつつ検討する。

(8) 証券関連税制の検討 証券関連の税制については、以上の諸措置

及び税財政全体の関連を踏まえ、平成5年度 税制改正の過程において検討する。

11. 金融政策の機動的運営

内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

(出所) 内閣府経済社会総合研究所ウェブ・ページ (http://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/data_history/data_history_list.html)。

8-3 「総合的な経済対策の推進について」

平成5年4月13日

我が国経済は現在、一部に回復の兆しを示す動きが徐々に現れてきているものの、循環的な要因のほかバブル経済の崩壊の影響もあって、依然として低迷を続けており、未だ予断を許さない状況にある。

すなわち、公共投資は堅調に推移し住宅投資に回復の動きがみられるものの、個人消費は低い伸びとなっており、設備投資は製造業を中心に減少している。鉱工業生産は、在庫調整の動きから、停滞傾向で推移するとともに、企業収益は引き続き減少している。また、雇用面では、有効求人倍率は低下傾向にある。

政府としては、昨年3月の「緊急経済対策」、同年8月の「総合経済対策」に続いて、景気に配慮した平成5年度予算を編成し、既に実行に移しているところであるが、景気の足取りを確実なものとするため、これに加え、今般、下記のような総規模13兆円を上回る総合的な経済対策を講ずることとする。この経済対策においては、公共事業等の施行促進及びその追加、社会資本整備の新たな展開、融資や税制上の措置等による住宅投資や民間設備投資の促進を図るとともに、中小企業対策、雇用対策、輸入促進策等を講ずることとしている。

以上のような経済対策は、現在在庫圧縮や経営革新に取り組んでいる民間部門の活力を引き出すことにつながるものであり、今後の景気の足取りに細心の注意を払いつつ、その適切かつ機動的な実施を図ることにより、我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させるものと

確信する。これは同時に国民が豊かさとゆとりを真に実感できる生活大国の実現を目指す「生活大国5か年計画」の一層の推進につながり、ひいては、世界経済の安定的発展にも管するものと期待される。

記

- 1 公共事業等の施行促進
- (1) 平成5年度の公共事業等については、労務、資材等の面で支障を生じないよう十分配慮しつつ、上半期における契約済額の割合が全体として75%を上回ることを目途として、施行の促進を図る。

また、公共事業の配分に当たっては、各 地域の経済情勢、社会資本の整備状況等を 勘案して適切に行うものとする。

(2) 公共事業等の執行に際しては、審査・手続きの簡素化・合理化、迅速化を図り、年度当初から契約を円滑に進める。これにより、第1四半期において、できる限り多くの契約を行うよう努めるものとする。

また、中小建設業者に対する受注機会の 確保を図る。

- (3) 物品の購入についても、可能な範囲でなるべく早期に執行するよう努める。
- (4) 地方公共団体においても、上記の各措置 に準じて地方単独事業を含む事業の円滑な 執行を図るよう要請する。
- 2. 公共投資等の拡大

公共投資等については、次のとおり総額10 兆6,200億円の事業規模を確保することとする。 この新たに追加される分も含め、年度を通じ 公共事業等が全体として円滑に執行されるよう努める。

(1) 一般公共事業については、各地域経済の 実情を踏まえ、国民生活の質の向上に重点 を置いた分野にできる限り配慮しつつ、事 業費3兆6,400億円(公団等の事業を含む) を追加する。

このうち公共事業の円滑な実施を図るため、地価動向に十分配慮しつつ、4,000億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

また、災害復旧事業については、復旧進度を大幅に高めることにより速やかな事業実施を図ることとして事業費5,300億円を追加する。

(2) 国民生活基盤、研究開発基盤等の充実を

図るため、教育、研究、医療、社会福祉等 のための施設等の整備を推進することとし、 事業費1 ※1.500億円を追加する。

(3) 地方単独事業についても、地域の実情に 即して道路、下水道、一般廃棄物処理施設 等の住民に身近な社会資本の整備等を一層 積極的に推進していくため、今後、2兆 3,000億円の事業費の追加を要請し、これ に必要な地方債措置等を行う。

また、公共用地の先行取得については、 1兆2,000億円の事業費の追加を要請する こととし、このため土地開発基金及び土地 開発公社の活用を図るとともに、公共用地 先行取得債等による積極的な対応を図る。

- (4) 住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫及び年金福祉事業団の住宅融資制度の拡充を行い、事業規模1兆8,000億円を追加する。
- 3. 社会資本整備の新たな展開

今次の経済対策における社会資本整備に当たっては、情報化、高齢化等社会経済情勢の変化や「生活大国5か年計画」に示された将来への展望を踏まえつつ、景気の現状に的確に対応していくという観点から、様々な分野に幅広く投資を行うことにより、その効果がより広範にかつ直接的速攻的に及ぶよう、その新たな展開を図る。

- (1) 公共事業については、民間投資を誘発する等景気浮揚効果の高い事業(都市再開発、電線類の地中化等)や快適な生活環境の形成に資する事業(下水道、集落排水等)に特に配慮しつつ、国民生活の安全の確保、情報化、高齢化への対応、地域の活性化等の観点から事業の積極的推進を図る。
- (2) 各種施設等については、大学、研究所等の老朽化した施設等の改善、教育、研究の高度化、情報化に対応した各種施設、システム等の整備、医療、社会福祉のための施設等や通勤・通学の混雑緩和を目指した都市鉄道の整備、官公庁施設や宿舎の整備等を推進する。
- (3) また、地方単独事業についても、地方債等を活用しつつ、このような考え方に沿って事業を推進し、各種施設、庁舎等の大規模改造、高齢者、障害者にやさしいまちづくり、情報化に対応した行政機関や学校、

試験研究施設等の整備、電線類の地中化等 を推進するよう要請する。

- (4) 民間における社会資本整備についても上 記のような考え方に沿って進められるよう、 日本開発銀行等を通じた財政投融資資金の 積極的な活用等を図る。
- 4. 住宅投資の促進

住宅投資については、宅地の円滑な供給を 図りつつ、住宅の建設やリフォームを促進す るため、住宅金融公庫、年金福祉事業団等の 住宅融資制度及び住宅取得促進税制を拡充す る。

- (1) 住宅融資制度の拡充
 - ① 住宅金融公庫
 - (a) 貸付枠を5万戸追加し、60万戸とする。
 - (b) 良質な住宅ストックの形成を図りつつ住宅の建設、購入を促進するため、 一定規模以上の住宅を対象とし、基本 貸付額を増額する(100万~300万円)。
 - (c) 個人住宅の建設、購入を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する(100万円)。
 - (d) 住宅のリフォームを促進するため、 住宅改良に係る特別割増貸付けの貸付 額を増額する(300万円)。
 - (e) 宅地供給を促進するため、宅地造成 に対する融資制度を拡充する(住宅用 地取得資金の融資率:現行0~3割を 5~8割に改定等)。
 - (f) 個人の住宅建設と併せて宅地の取得を促進するため個人住宅建設の土地費に係る特別割増貸付けの貸付額を増額する(500万円)とともに、区画整理済地における住宅建設の建設費に係る特別割増貸付けを創設する(100万円)。
 - (g) 優良分譲住宅等の建設を促進するため、建設資金に係る貸付額を増額する(500万円)とともに、償還期間を延長する(現行6か月を2年に改定)。
 - (h) 貸付金利全般を引き下げるとともに、 申込受付期間を延長する。
 - ② 年金福祉事業団
 - (a) 一般貸付けの被保険者期間区分等の 見直しを行う。
 - (b) 特別貸付けの貸付限度額を引き上げ

る(100万円)とともに、被保険者期間要件を緩和する(現行10年以上を3年以上に改定)。

(2) 住宅取得促進税制の拡充

住宅取得等をより一層促進することにより内需の拡大を図るため、借入金残高1,000万円以下の部分の税額控除率を、控除期間のうち当初2年について1.5%(現行1%)に引き上げるとともに、適用対象となる住宅の床面積上限を240m²(現行220m²)に引き上げるほか、現在適用対象となっている一戸建て住宅の増改築等に相当する一定のマンションリフォームを適用対象に追加する措置を講ずる(4月1日実施)。

- 5. 民間設備投資の促進
- (1) 設備投資を促進するための税制上の措置 民間設備投資の促進のための1年間の臨時 時限の措置(7月1日実施)として、
 - ① 中小企業の設備投資を支援するため、中小企業者等の機械の特別償却制度について、特別償却率を引き上げる(現行14%を30%に改正)とともに、税額控除(7%)の選択適用を認めるほか、対象範囲を拡大する抜本的拡充を行い、中小企業機械投資促進税制(仮称)とするほか、
 - ② 時短・就業環境改善、環境保全、輸入 促進等に配慮した省力化・合理化投資を 支援するため、新たに30%(中小企業は 36%)の特別償却と7%(中小企業は 8.4%)の税額控除を選択適用する高度 省力化投資促進税制(仮称)を創設する。 本措置により、直接対象となる設備のほ かそれに付随して購入される設備等を加 えれば、相当規模の投資が促進されるも のと期待される。
- (2) 政府関係金融機関の融資の活用等

民間設備投資を促進するため、日本開発銀行、北海道東北開発公庫等において総額5,200億円の貸付枠の追加等を行うとともに、省力化、事業転換等のリストラ関連投資、電気事業者の行う電線の地中化及び光ファイバーの敷設等のための融資制度について拡充を図る。

(3) 公共投資関連の民間投資 都市再開発等の公共事業を追加することに 伴い、これにより誘発される民間投資が 4.600億円程度見込まれる。

- (4) 電力事業、ガス事業、NTT、KDD等の 設備投資の円滑な実施
 - ① 電力事業については、電源開発及び送電線等流通設備の整備等に最大限取り組むため、今次の経済対策の一環として、平成4年度実績見込みに約3,600億円上乗せした約5兆円の設備投資を計画しているほか、平成5年度下半期に予定されている発注のうち、1兆円程度を上半期に繰り上げることとしており、これらの円滑な実施を図るよう要請する。

特に、配電線の地中化については、関係省庁等による環境整備の進展に応じ、既存計画の前倒しに努力するとともに、情報基盤強化及び電気信頼度向上のための光ファイバーの敷設に積極的に取り組むよう要請する。

- ② ガス事業についても、供給力向上、保 安強化の観点から、今次の経済対策の一 環として、平成4年度実績見込みに約 100億円上乗せした約3,000億円の設備投 資を計画しているほか、平成5年度下半 期に予定されている発注のうち、600億 円程度を上半期に繰り上げることとして おり、これらの円滑な実施を図るよう要 請する。
- ③ NTT、KDDをはじめとする第一種電気通信事業者の設備投資については、その経営体質の強化を図りつつ、ネットワークのデジタル化投資の繰上げ、光ファイバー網関連投資の追加等、設備投資の前倒し及び設備投資額の上積みにより、平成5年度において設備投資を合計2500億円程度促進するよう要請する。

6. 中小企業対策等

厳しい経営環境に直面し、資金繰りが悪化している中小企業の金融の円滑化を図るため、政府関係中小企業金融機関等の貸付規模の拡大等を図るとともに、中小企業に対する信用保証の一層の充実を図ることとし、総額1兆9,100億円規模の貸付枠の追加等の対策を実施する。

- (1) 中小企業等の資金調達の円滑化
 - ① 中小企業の政府関係中小企業金融機関

- 等への資金需要の高まりに対応するため、 国民金融公庫、中小企業金融公庫等の緊 急特例限度貸付制度の限度額の倍増等を 行うとともに、貸付規模を大幅に拡大す る。
- ② 一時的な業況悪化により、資金繰りが 悪化している中小企業の経営の安定を図 るため、政府関係中小企業金融機関等に 低利の中小企業運転資金特別貸付制度等 を創設するとともに、緊急経営支援貸付 制度の融資枠を拡大し、下請中小企業や 円高等の影響を被っている中小企業に対 する特別枠を創設する。
- ③ 国民金融公庫、中小企業金融公庫等に 対する中小企業の債務返済の負担の軽減 等を図るため、返済資金緊急融資制度を 創設するとともに、中小企業の実情に応 じた返済猶予への配慮、担保徴求の弾力 化を指導する。
- ④ 中小農林漁業金融の円滑化を図るため、 木材産業等高度化推進資金の貸付枠の拡 充等を行う。
- (2) 中小企業に対する信用保証の充実等
 - ① 担保不足等により、資金繰りが悪化している中小企業を支援するため、中小企業信用保険法の保険限度額が倍額となる特定業種の指定を弾力的に実施するとともに、政府関係中小企業金融機関等からの融資に対する信用保証協会の保証の弾力的活用を図る。
 - ② 信用保証協会の保証付融資を拡大する ため、中小企業信用保険公庫に対し出資 を行う。
 - ③ 小企業等の資金調達の円滑化を図るため、国民金融公庫にある無担保・無保証の小企業等経営改善資金貸付制度(マル経制度)の貸付枠の拡大等を行う。
- (3) 設備投資の促進
 - ① 中小企業事業団の高度化融資事業を前 倒しして実施する。
 - ② 中小企業の活性化に資する観点から、中小企業の設備投資促進のための1年間の臨時時限の措置として、中小企業者等の機械の特別償却制度を抜本的に拡充し、中小企業機械投資促進税制(仮称)とするほか、新たに創設する高度省力化投資

促進税制(仮称)においても、特に中小 企業について特別償却率及び税額控除率 の割増しを行う。

- (4) 下請中小企業対策、官公需対策
 - ① 景気低迷の影響の大きい業種について 調査を充実・強化する等により下請代金 支払遅延等防止法の厳正な運用を図ると ともに、下請取引相談事業の別段等によ る下請取引適正化促進のための体制を早 期に整備する。
 - ② また、中小規模工事の早期発注や分割 発注の推進等に特段の配慮を払うことに より、官公需における中小企業の受注機 会の増大を図るとともに、地方公共団体 に対しても同様の配慮を要請する。

7. 雇用対策

最近の雇用失業情勢を踏まえ、雇用の安定 等を図るため、次のような雇用対策の充実を 図る(所要額280億円)。

- (1) 雇用動向の迅速かつ的確な把握に引き続き努めるとともに、失業を予防し、企業の雇用維持努力を支援するため、雇用調整助成金制度の助成率の引上げ(中小企業事業主の場合、現行3分の2を4分の3に改定する等)、指定業種について対象事業主となる下請事業主の範囲を拡大する等制度の活用、充実を図る。
- (2) 中高年齢者などの雇用の安定を図るため、 特に中高年齢ホワイトカラー労働者に重点 を置いて雇用就業機会の確保及び教育訓練 等能力開発対策の充実を図る。
- (3) 省力化、効率化投資等による生産性の向上を図りながら、労働時間短縮を着実に進めるため、事業主に対する指導援助を実施する。

8. 税制上の措置

(1) 住宅取得促進税制の拡充

住宅取得等をより一層促進することにより 内需の拡大を図るため、一定の範囲において 税額控除率を引き上げるとともに、適用対象 にマンションリフォームを追加する等の措置 を講ずる。

(2) 設備投資を促進するための税制上の措置 中小企業の投資や、時短・就業環境改善、 環境保全、輸入促進等に配慮した省力化・合 理化投資を支援するため、特別償却と税額控 除の選択適用による新たな税制上の措置を講 ずる。

(3) 特定扶養控除の引上げ

教育等の諸出費のかさむ中堅層の税負担軽減に配慮する観点から、特定扶養親族に係る控除額を50万円(現行45万円)に引き上げる。

(4) 従業員レクリエーション旅行の非課税要 件の拡大

非課税の対象となる従業員レクリエーション旅行の日数要件を4泊5日以内(現行3泊4日以内)に拡大する。

以上の税制上の措置による減収額は、初年 度約1,500億円、平年度約1,700億円と見込ま れる。

9. 規制緩和

公的規制がもたらす国民や企業の実質的な 負担や制約を軽減し、民間活力を引き出すと ともに、国民生活の質の向上を図るため、公 的規制の目的・内容を緊急に見直し、この結 果に応じ許認可等の大幅な整理を図ることと する。

10. 輸入の促進等

上記の諸施策をはじめとする我が国の内需 拡大の努力は、内外無差別、透明及び公正かつ開放的な市場の下、経済の拡大均衡を通じて世界経済にも好ましい影響を及ぼすことが 期待される。

- (1) 外貿ターミナル等輸入関連インフラの整備を推進するとともに、輸入促進地域(フォーリン・アクセス・ゾーン)の整備を進め、これと関連して、総合保税地域制度の活用を図る。また、少額輸入貨物に対する簡易税率制度により、輸入通関の迅速化を図る。
- (2) 輸入品及び輸入関連ビジネスの地域における浸透を図るため、地域輸入促進センターを設置する等日本貿易振興会の輸入促進機能の強化を図る。
- (3) 国民金融公庫、中小企業金融公庫等の輸入品販売円滑化貸付につき金利の引下げを 図るとともに、対日輸出を行おうとする外 国企業向けの日本輸出入銀行の融資制度の 運用改善を図る。
- (4) 政府の施設等の整備に係る政府調達において、外国製品の輸入が行われるよう配慮する。

- (5) 本年4月1日から拡充・強化された製品 輸入促進税制の活用を奨励する。なお、投 資促進策として今回創設する(7月1日) 高度省力化投資促進税制(仮称)において、 輸入促進にも配慮することとする。
- (6) 本年4月1日から実施した特恵関税制度 における鉱工業品のシーリング管理方式の 改善により、開発途上国からの輸入の促進 を図る。
- (7) 為替レートの動向に細心の注意を払いつ つ、引き続き輸入品価格動向等に関する調 査を行い、円高効果の物価面への浸透状況 を的確に把握する。
- (8) 市場開放問題苦情処理推進本部 (OTO) 諮問会議の「基準・認証制度等に係る市場開放問題についての意見」(平成5年4月12日)を最大限に尊重した対応を速やかに決定し、それに基づく措置を早期にとることをはじめとして、市場アクセスの一層の改善に努める観点から、OTOの機能を積極的に活用する。
- (9) 多くの開発途上国が直面している経済困難に配慮し、これら諸国の自助努力を支援すべく、効果的・効率的な途上国支援を進める。
- 11. 金融システムの安定性の確保

昨年来、我が国の金融システムは、金融機関の不良資産問題の処理の進展や自己資本の充実等により着実に安定性を回復し、金融システムに対する国民の不安感は解消されつつあるが、今後とも、金融システムの安定性の確保を図るため万全を期すこととする。

- (1) 金融機関の不良資産の早期処理
 - ① 住宅金融専門会社等の経営問題について具体的な取組みの進展がみられるところであるが、他の個別問題についても、今後関係者が一層の努力を行うことを要請する。
 - ② 共同債権買取機構による不良債権の買取りが本年3月に実行されたが、今後とも早期に不良債権の処理を行うよう金融界に要請する。
- (2) 金融機関の融資対応力の確保
 - ① 健全な経済活動に必要な資金の円滑な 供給を図るため、金融機関に対し、融資 体制の強化を要請する。

- ② 自己資本調達手段の多様化や債権の流動化の促進に引き続き努める。
- (3) 以上の措置のほか、個々の銀行による不 良資産のディスクロージャーの実施等、従 来より進められてきた諸措置を引き続き推 進する。
- 12. 安定的で活力ある証券市場の確立

証券市場が資金調達、運用の場として円滑に機能するよう、安定的で活力ある市場の確立に向け、引き続き市場をとりまく環境整備に努める。

- (1) 株式組入れ比率の制限を設けない新たな 指定単については、その円滑な運用を引き 続き推進する。
- (2) 個人投資家の長期的で安定的な株式投資の促進
 - ① 本年2月より実施された株式累積投資制度の着実な推進を図る。
 - ② 発行企業に対し、単位のくくり直しや株式分割等を引き続き要請する。
- (3) 企業の資金調達環境の整備
 - ① 社債発行限度規制の撤廃、受託制度の 見直し等を含む「商法等の一部を改正す る法律案」の早期成立を期し、その速や かな施行を図る等引き続き社債市場にお ける諸規制、諸慣行の見直し、撤廃を図 る。
 - ② 自己株式の取得及び保有に関する規制 の見直しについて、次期通常国会までに 結論を得、所要の対応をすべく検討を促 進する。
- (4) 以上の措置のほか、発行企業に対する配 当性向の引上げの要請等、従来より進めら れてきた諸措置を引き続き推進する。
- 13. 金融政策の機動的運営

内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

(出所) 内閣府経済社会総合研究所ウェブ・ページ (http://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/data_history/data_history_list.html)。

8-4 「緊急経済対策|

平成5年9月16日

我が国経済は、公共投資や住宅投資には回復の動きがみられるものの、個人消費や民間設備投資の低迷に加え、急激な円高や災害、異常気象による影響もあって、回復に向けた動きにも足踏みがみられる。また、経済の先行きに対する中期的な不透明感も広がるなど今後の景気回復には予断を許さないものがある。

このような現下の経済の緊急状況を克服し、 我が国経済を内需を中心とするインフレなき 持続可能な成長経路へ円滑に移行させていく ことは、現内閣に課された喫緊の課題である。

政府は、昨年3月以来、三次にわたる経済 対策と景気に配慮した平成5年度予算を通じ て今次の景気低迷に鋭意対処してきたところ であるが、以上のような認識に立って下記の とおり緊急経済対策を講ずることとした。本 対策は、現内閣がその成立後間もなくその準 備に着手した規制緩和と円高差益還元の両施 策のほか、円高の影響や災害による被害への 財政措置を伴う対応等国民が直面する厳しい 経済情勢に対し速効的に対応しうる幅広い諸 施策から成り立っている。

また同時に、本対策は、現下の経済情勢に 即応するのみならず、生活者・消費者が豊か さを実感できる経済社会の構築、活力ある社 会を創造するための経済発展基盤の整備、調 和ある対外経済関係の形成といった我が国の 中長期的な課題の解決に向けて大きく第一歩 を踏みだすものである。

政府としては、本年度予算や今年4月に決定された総合的な経済対策を引き続き着実に 実施し、その効果を速やかかつ十分に発現させる一方、本対策を早急に実行に移すことにより先行き不透明感を払拭しつつ、景気回復への動きを確固たるものとし、もって、国民生活の向上と成長力の充実・強化、並びに調和ある対外経済関係の形成に資することを期待する。

記

I. 規制緩和等の推進

内需拡大や輸入促進に直接的な効果があり、また経済構造を変革していくための新たな第

一歩につながる公的規制の緩和等を推進するとともに、手続きの簡素化・円滑化を図ることにより経済の活性化を図るほか、公的規制がもたらす国民や企業の実質的な負担や制約を軽減し、国民生活の質の向上や民間活力の発揮を確保するため、引き続き公的規制の緩和等を推進する。

1. 規制緩和等の実施

新規事業の創出や事業の拡大等、競争の促進や価格の弾力化等を通じた市場の効率化、市場アクセス改善を通じた輸入の促進、申請負担の軽減による経済的コストの削減等を図り、内需の振興、輸入の拡大等を期するため、別紙1 [略]のとおり94項目にのぼる公的規制の緩和等を行う。

2. 地域開発等プロジェクトの推進

地域開発等プロジェクトの実施を円滑に進めるため、各種許認可等事務手続きの迅速化 及び関係省庁間の調整の円滑化を一層推進する。とりわけ、本年度内の申請・審査に係る プロジェクトに関する事務手続きの処理期間 を大幅に短縮するよう努めるものとする。

3. 着実な実施を確保するためのフォロー・アップ

1及び2に掲げる措置を着実に推進するため、必要に応じ行政監察機能を活用しつつ、フォロー・アップを行う。このうち、2に掲げる措置については、大規模な地域開発等プロジェクトに係るものを中心として、措置の着実な実施を図るための推進方策(体制を含む。)の在り方を検討する。

4. 引き続き規制緩和を推進するための措置 1に掲げる措置のほか、以下により、引き 続き、公的規制の緩和等を推進する。

(1) 独占禁止法の適用除外制度の見直し

独占禁止法の適用を除外している個別の法律に基づく適用除外カルテル等制度の見直しについて、平成7年度末までに結論を出すこととし、関係省庁による連絡会議を開催する等見直し推進体制の整備を図る。また、消費者利益確保の観点から、本制度の運用には厳正に対処するとともに、独占禁止法の適用除外の要件を欠き独占禁止法違反行為と認められる行為を積極的に排除する。

(2) 報告等に係る国民負担の軽減 申請、届出、報告(統計報告を含む。)等

に係る国民負担の軽減を積極的に推進するため、本年末を目途に、具体的推進方策を策定する。

(3) 苦情処理、広報・公聴活動の充実

市場アクセスの改善に資する規制の緩和を促進するため、市場開放問題苦情処理推進本部(OTO)において苦情処理体制の充実・強化に向けて速やかに検討を行う。

また、規制緩和に関する国民の声を広く収集し、各省庁の施策に反映させるため、広報・公聴活動の積極的展開を図る。

Ⅱ. 円高差益の還元

最近の急速な円高の進展にかんがみ、円高の効果が、我が国経済の各分野に円滑に浸透し、物価の一層の安定が図られることにより、国民がそのメリットを速やか、かつ十分に享受し得る状況を醸成することが重要である。こうした観点から、別紙2 [略]のとおり、以下の円高差益の還元等に係る施策を推進する。

- 1. 公共料金等の円高差益還元等
- (1) 円高差益還元
 - ① 電力10社の円高差益については、暫定料金引下げの形で還元することとし、平成5年11月から11か月間実施する。具体的な還元額はおよそ2,300億円程度(標準的な家庭で月額100円程度)となるものと見込まれる。

なお、北海道電力㈱は、円高差益還元とは別に、国内炭火力から原子力への燃料転換に伴う燃料費の減(約200億円)を原資に、平成5年10月から1年間の暫定料金引下げを実施する(標準的な家庭で月額220円程度の引下げ)。

- ② 大手ガス3社の円高差益については、 暫定料金引下げの形で還元することとし、 平成5年11月から11か月間実施する。具 体的な還元額はおよそ350億円程度(標 準的な家庭で月額135円程度)となるも のと見込まれる。
- ③ 工業用アルコールについては、平成5年11月上旬を目途に、政府売渡価格を平均約4%引き下げる(引下げ総額は年間10億円程度の見込み)。
- ④ 麦の政府売渡価格については、内外麦 の需給、国際価格、為替相場、フレート

- の動向等を踏まえ、円高差益を反映させる方向で、できるだけ早期に決定を行うように努める。
- ⑤ KDDの円高差益については、国際電話料金の値下げの形で還元することとし、合理化・効率化等により得られた利益の還元分も含め、平成5年10月中に平均2%程度の値下げを実施する(値下げ総額は平年度で30数億円の見込み)。
- ⑥ 学校給食用物資について、日本体育・学校健康センターから都道府県学校給食会への売渡価格を平成5年10月から脱脂粉乳1kg当たり29円、輸入牛肉1kg当たり30~50円引き下げる(平成5年度下期の還元額約1億円の見込み)。

なお、この他に日本たばこ産業㈱は、 喫煙者並びに非喫煙者双方に資する環境 対策すなわちスモーキンクリーン強化プ ランに平成5年11月から着手する。具体 的には、公共施設等へクリーンスタンド 約5万台(総額約10億円)を提供する。

- (2) 内需拡大・利用者サービスの拡充等
 - ① 国内航空運賃について、平成5年11月 以降随時家族割引等の割引運賃の拡充を 行う(家族割引運賃について、適用期間 を春休みにまで拡大するとともに、現行 の原則25%の割引率を原則35%に拡大す る等)。

なお、国際航空運賃については、我が 国航空企業の経営状況の改善を待って方 向別格差是正の措置を講ずる。

- ② 鉄道運賃について、平成5年9月以降 随時週末用の割引乗車券等新たな割引乗 車券の導入を行う。
- ③ 国内旅客船運賃について、平成5年10 月以降随時周遊・回遊に係る運賃の割引 率の拡大等を図る。
- ④ 近年の国内産糖事業の合理化等を踏まえて、平成5砂糖年度(5年10月~6年9月)の国内産糖合理化目標価格を引き下げる。
- 2. 一般輸入消費財等の円高差益還元

円高メリットが速やかに国民生活に還元されるよう、国民生活に関連が深い輸入消費財等を中心として、広く差益還元を促進するための施策を行う。

(1) 関係業界への要請等

円高メリットが速やかに国民生活に還元されるよう、所管省庁から、輸入農林水産物、輸入酒類、石油製品、耐久消費財、非耐久消費財、住宅及び住宅関連資材等個別商品分野ごとを中心に、関係する業界に対し、9月中を目途に、文書により要請を行う。

- (2) 小売業界(百貨店、スーパー、中小小売商業等)及び生活協同組合への円高活用プランの策定等について、9月中を目途に文書等により要請を行う。
- (3) 独占禁止法の厳正な運用

カルテル、再販売価格維持、並行輸入の 不当阻害等の独占禁止法違反行為によって、 円高差益の還元が不当に妨げられることの ないよう、関連情報の収集に努めるととも に、違反事実が認められた場合には、厳正 に対処する。

3. 国民への円高差益還元機会の提供

円高差益還元のフォーラム及びフェア(輸入品フェア、住宅フェア等)等について、9 月以降における開催を促進するとともに、総合輸入促進センターの設置等により、国民への円高差益還元機会の提供を図り、併せて円高差益還元への理解を促す。

4. 情報収集の強化・充実及び消費者への情報提供の強化

輸入品価格動向等調査の拡充、物価モニター・国民生活センター及び貿易統計の活用等により、今後、情報収集の強化・充実を図り、円高の価格への反映を注視しつつ、消費者への情報提供を強化する。

5. 実施状況の点検

今後、物価担当官会議等において、上記の 施策等の実施状況を点検し、施策の実効性あ る推進を図る。

Ⅲ. 厳しい経済情勢等への対応と調和ある対外経済関係の形成

急激な円高が輸出等に与える影響や災害による被害など、国民が直面する厳しい経済情勢に対応すると同時に、生活者・消費者が豊かさを実感できる経済社会の構築や、活力ある社会を創造するための経済発展基盤の整備、良好な対外経済関係の形成等の我が国経済が抱える中長期的な課題の解決にも資する諸施

策を推進する。

1. 厳しい経済情勢等への対応

急激な円高、冷夏や災害の頻発を背景に生 じている厳しい経済や生活状況、将来に対す る不安や懸念に対処するため、災害復旧、中 小企業対策、雇用の安定等のための諸施策を 推進するとともに、生活者・消費者の視点に 立った社会資本整備、住宅投資の促進、構造 調整に資する設備投資の促進を図る。

- (1) 生活者・消費者の視点に立った社会資本 整備の推進
 - ① 円高差益還元や規制緩和に関連した社会資本の充実を図ることとし、また、文化の香り豊かで美しい質の高い生活環境の形成に資する分野に重点化を図るとともに、生活者・消費者が生活の質の向上を肌で実感できるような手法を工夫して社会資本整備を推進することとして、本年度の事業の進捗状況や景気浮揚効果を勘案しつつ、1兆円の事業費の追加を行う。
 - ② 地方単独事業についても、地域の実情に即して、高齢者・障害者にやさしいまちづくりや住宅宅地関連公共施設の整備の促進による快適な住空間の形成をはじめ、生活者・消費者の視点に立った社会資本整備が図られるよう、地方公共団体に対して5,000億円の事業費の追加を要請する。
 - ③ 社会資本整備を円滑に進めるため、国、 地方公共団体を通じ、地価動向に十分配 慮しつつ、3,000億円の規模で公共用地 の先行取得を行う。

(2) 災害復旧事業等の推進

災害復旧事業等の早期決定、実施を図り、 国民の生活の安全と安定を一日も早く確保 する。

- ① 災害復旧事業については、復旧進度を 大幅に高めることにより、集中豪雨や台 風等により被害を受けた諸地域における 災害復旧工事を速やかに行い、国民生活 の安定を確保するため、事業費4,500億 円を追加する。
- ② 農業共済等については、保険金支払い に係る事務手続き等の速やかな実施を図 り、早期の支払いを確保する。

(3) 住宅投資の促進

住宅投資については、宅地の円滑な供給を図りつつ、良質な住宅の建設を更に促進し、居住水準の向上を図るため、住宅金融公庫及び年金福祉事業団の事業規模を2兆9,000億円追加するとともに、リフォーム等を促進するため住宅取得促進税制の充実を図るほか、併せて住宅宅地供給のための諸施策を推進する。

① 住宅金融公庫等の融資の追加

住宅金融公庫の融資について、事業規模 2 兆5,000億円を追加する。これにより、貸付枠を10万戸追加し、70万戸(当初貸付枠比15万戸増)とする。

また、年金福祉事業団の住宅融資について、事業規模4,000億円を追加する。

② 住宅取得促進税制の適用対象範囲の拡 大

リフォームを促進し良質な住宅ストックの形成を図ることにより内需の拡大を図るため、住宅取得促進税制の対象となる増改築等の範囲に一定の住宅改良工事を加えるとともに、増改築等に係る家屋の床面積要件の上限(現行240m²)を撤廃するほか、既存住宅のうち耐火建築物以外の建物の築後経過年数要件を緩和(現行10年を15年に延長)する(10月1日実施)。

- ③ 住宅宅地供給のための諸施策の推進
 - (a) 地価は住宅価格を決める大きな要因であることにかんがみ、引き続き利用価値に見合った適正な地価水準の実現を図るよう、総合的な土地対策の着実な実施に努める。監視区域については、地価に悪影響を与えないよう配慮しつ、弾力的運用の方策について検討する。
 - (b) 住宅宅地関連公共施設整備促進事業 等、住宅宅地の供給の促進に資する事 業の着実な推進を図る。
 - (c) 民間金融機関の個人向け住宅融資については、融資資金の安定的な確保、利用者のニーズに即応した商品の提供、広報への積極的取り組みを要請する。
 - (d) 個人住宅に設置する高齢者、身体障害者等のための小型のホームエレベーターについて、その設計指針等を活用

し、普及促進に努める。

- (e) 省エネルギー、省資源など環境に配慮した住宅の建設を促進するため、環境共生住宅の普及促進を図る。
- (4) 構造調整に資する設備投資の促進
 - ① 構造調整に資する設備投資を促進する ための税制上の措置

流通コストの削減等を通じて消費者利益の増進に結びつく流通構造の改善に資する設備投資、企業の構造調整に資する省力化・合理化、省エネルギー、環境保全、研究開発に係る設備投資を促進するため、臨時時限の措置として、約150設備を中小企業等基盤強化税制、中小企業新技術体化投資促進税制、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び基盤技術研究開発促進税制の対象に追加する(10月1日実施、来年9月30日までの時限措置)。

本措置により、直接対象となる設備のほか、それに付随して購入される設備等を加えれば、相当規模の投資が促進されるものと期待される。

② 政府関係金融機関の融資の活用

新分野への進出等リストラに取り組む意欲ある企業を幅広く支援するため、日本開発銀行、北海道東北開発公庫等の関連融資制度の積極的な活用が図られるよう、これらの機関に相談窓口の設置を行う等運用の改善を図る。

(5) 中小企業対策等

厳しい経営環境に直面している中小企業等を支援するため、次のとおり、中小企業等の一層の経営安定等を図るとともに、中小企業が、我が国経済の構造的な変化を克服しつつ活力を発揮できるよう、立法措置を含めた総合的な対策に早急に着手する。

中長期的な展望に立ったこれらの各措置を講ずること等により、総額1兆円を超える政府関係中小企業金融機関等の貸付規模の追加を実施する(これにより今後1年間では、おおむね7,700億円程度の貸付規模の追加が実施される。)。

- ① 中小企業等の経営安定対策
 - (a) 景気の低迷に加え、円高、冷夏等の 影響により資金繰りが悪化している中 小企業の一層の経営安定を図るため、

政府関係中小企業金融機関等における 運転資金支援特別貸付制度の要件緩和、 貸付限度額の倍増及び貸付規模の追加 を行う。

- (b) 緊急経営支援貸付制度について、冷 夏等の影響により厳しい経営環境に直 面している中小企業を支援する仕組み を盛り込むとともに、貸付規模を追加 する。
- (c) 担保不足等により、資金繰りが悪化 している中小企業を支援するため、中 小企業信用保険法の保険限度額が倍額 となる特定業種の指定を一層弾力的に 行う。
- (d) 政府関係中小企業金融機関等及び信用保証協会を活用することにより、中小企業の金融の一層の円滑化を図るため、これらの機関に対し、景気の情勢を踏まえて貸付け、保証を行うよう指導する。
- (e) 円高、冷夏等の厳しい経営環境に直面している農業者等に対し、農業信用基金協会を通ずる保証付融資の拡大等資金融通の円滑化を図る。
- ② 中小企業の構造的な環境変化への対応の支援

中小企業が我が国経済の構造的な変化を 克服しつつ活力を発揮できるよう、新分野 進出、海外展開等中小企業のリストラク チャリング努力を支援することとし、この ための法律案を早急に国会へ提出するとと もに、次の措置をはじめとして各般の施策 を講ずることにより、総合的な対策に早急 に着手する。

- (a) 政府関係中小企業金融機関等において低利融資制度を創設する。
- (b) 中小企業事業団の高度化融資制度を 活用し、リストラクチャリング関連事 業を実施する。
- (c) 中小企業信用保険において別枠の設 定等特例措置を創設する。
- (d) 中小企業近代化資金等助成制度において償還期間の延長の特例措置を創設する。
- ③ 小規模企業対策、下請中小企業対策等
 - (a) 小規模企業の活力を支援するため、

中小企業設備貸与事業の割賦損料・ リース料率の引下げを行う。

- (b) 円高の影響の大きい下請事業者を対象とした調査を臨時、緊急に実施し、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図るとともに、下請取引の適正化を促進するため親企業に対して通達を発出する。
- (c) 中小企業の官公需受注を確保するため、地方公共団体に対し通達を発出する。
- (d) 厳しい状況にある地域の経済の活性 化に資するため、特定中小企業集積の 活性化に関する臨時措置法に基づく活 性化計画の承認を弾力的に実施する。
- (6) 雇用対策

最近の雇用失業動向と中長期的な雇用環境の変化を踏まえ、次のとおり雇用対策の充実を図る。

- ① 雇用動向についての情報の迅速かつ的確な把握に引き続き努めるほか、雇用調整助成金制度について、昨年10月に実施した雇用調整助成金の支給対象となる業種の指定基準の緩和に係る暫定措置を延長し、引き続き業種指定を機動的に行うこと等、制度の活用・充実を図ることにより、失業を予防し、教育訓練、出向、一時休業による企業の雇用維持努力を支援する。
- ② とりわけ雇用調整の影響を受けやすい 中高年齢ホワイトカラー労働者の雇用の 安定を図るため、転職に必要な職業訓練 の実施、産業雇用安定センターの活動へ の援助等を図ることにより、産業、企業 間における失業を経ない円滑な労働移動 を図るとともに、リストラクチャリング の進展による雇用不安を招かないよう、 事業主に対する適切な指導援助、職種転 換のための能力開発を支援する給付金制 度の拡充を行う。
- ③ 新分野開拓等を行う企業に対する大規 模雇用開発促進助成金、地域雇用環境整 備助成金を活用した支援、新規学卒者の 雇用の確保を図るための積極的な求人開 拓、求職者の早期再就職を図るための機 動的な職業紹介など諸対策の充実を行う。

④ 省力化、効率化投資等による生産性の向上を図りながら、労働時間短縮を着実に進めるため、事業主に対する指導援助を拡充する。

(7) 税制上の措置

① 住宅取得促進税制の適用対象範囲の拡 大

リフォームを促進し良質な住宅ストックの形成を図ることにより内需の拡大を図るため、住宅取得促進税制の適用対象に一定の住宅改良工事を追加するとともに、増改築等に係る家屋の床面積要件の上限の撤廃、既存住宅のうち耐火建築物以外の建物の築後経過年数要件の緩和を行う。

② 構造調整に資する設備投資を促進する ための税制上の措置

流通コストの削減等を通じて消費者利益の増進に結びつく流通構造の改善に資する設備投資、企業の構造調整に資する省力化・合理化、省エネルギー、環境保全、研究開発に係る設備投資を促進するため、臨時時限の措置として、約150設備を投資促進税制の対象に追加する。

③ 特定扶養控除の引上げ

教育等の諸出費のかさむ中堅層の税負担 軽減に配慮する観点から、個人住民税にお ける特定扶養親族に係る控除額を平成6年 度税制改正において引き上げる。

- (8) 金融の円滑化と金融政策の機動的運営
 - ① 金融機関の徹底した合理化を進めつつ、 (株共同債権買取機構の一層の活用等を図 ることにより、不良資産の円滑な処理を 推進する。

また、中小企業向けを含め、今後の景 気回復に向けて金融機関の資金の円滑な 供給が図られるよう、融資相談の充実、 迅速・適正な融資審査に努めるとともに、 リスク管理の適正化等金融機関の融資態 勢の強化につき、営業店に到るまで、そ の趣旨を十分浸透させるよう、関係者に 要請を行う。

- ② 内外経済動向及び国際通貨情勢等を注 視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な 運営を図る。
- 2. 調和ある対外経済関係の形成 上記の公的規制の緩和や円高差益の還元、

厳しい経済情勢等への対応策をはじめ、中長期的な経済構造の改革を含む我が国の内需拡大努力を行うとともに、内外無差別、透明及び公正かつ開放的な市場の形成、輸入の促進、対日投資の促進、開発途上国支援等を通じた国際社会への貢献を通じ、調和ある対外経済関係の形成を図る。

(1) 輸入の促進等

- ① 内外に我が国の輸入拡大に対する姿勢 を明らかにするため、輸入拡大に係る理 念と今後の基本的方向を示す輸入拡大に 関する基本方針を策定する。
- ② 一層の輸入拡大を図るため、日本輸出 入銀行の製品輸入金融を拡充し、引き続 き低利融資を行うとともに、輸入拡大に 必要な設備投資や輸入拡大効果の大きい 対日投資を融資対象とする輸入促進基盤 強化融資制度を日本開発銀行等に創設し、 低利融資を行う。
- ③ 外国企業等の対日輸出及び対日投資努力を総合的かつ強力に支援する総合輸入 促進センターを新たに創設する等日本貿易振興会の輸入促進機能を強化する。
- ④ 自動車関連部品類、粗糖を始めとする 関税の見直しについては、平成6年度の 関税改正作業の中で総合的に検討する。
- ⑤ 良質かつ安価な住宅の輸入の促進を図るため、輸入住宅の常設展示場を確保するとともに、住宅を日本輸出入銀行の製品輸入金融の特定品目の対象とするほか、関係省庁、輸入業者、海外対日輸出業者等からなる協議会を設置し、住宅の輸入に関する具体的課題の検討を行う。
- ⑥ 輸入拡大月間(10月)において、各種メディアを通じた輸入拡大広報、キャンペーン、輸入品フェア等を集中的に実施し、国民を挙げた輸入拡大への取組を強化する。
- ⑦ 開発途上国支援については、開発途上 国の直面する経済困難、多様化するニーズに対応するため、適正かつ効果的・効率的な途上国援助の実施を図りつつ、本年6月策定のODA第5次中期目標及び開発途上国への資金協力計画の着実な推進に努める。
- (2) OTOにおける苦情処理体制の充実・強

化の検討

市場アクセスの一層の改善を図る観点から、OTOにおいて苦情処理体制の充実・ 強化に向けて速やかに検討を行う。

以上の対策を講ずるほか、将来への不透明感を払拭し、国際社会とも共存可能な、活力と創造性のある経済社会構造の構築のため、 今後の展望を広く国民に示すことが必要である。こうした観点から、次の検討を推進する。

1. 経済社会構造の変革に向けての検討

我が国経済をめぐる近来の内外経済諸情勢の変化等に対応し、中長期的な視野からの我が国の経済社会構造の変革を視野に入れた、今後我が国として掲げるべき理念と採るべき施策の在り方について、年内にも結論を得るよう経済改革研究会における検討を推進する。2. 抜本的な税制改革の検討

所得税減税を含めて直間比率の是正など所得・消費・資産の均衡のとれた税体系の構築のための税制の抜本的改革について、税制調査会における総合的な検討を推進する。

(出所) 内閣府経済社会総合研究所ウェブ・ページ (http://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/data_history/data_history_list.html)。

8-5 「総合経済対策」

平成6年2月8日

我が国経済はなお調整過程にあり、景気は 依然厳しい状況が続いている。すなわち、バ ブル経済の崩壊の影響もあって、民間企業設 備、耐久消費財等のストック調整が長期化す る一方、雇用情勢にも厳しさがみられること に加え、内外経済環境の変化が経済の中期的 な不透明感、閉塞感を生み出し、民間部門の 心理を大きく萎縮させている。しかしながら、 これまでの累次にわたる経済対策の効果も あって、住宅建設や公共投資が経済活動を下 支えしている中、民間部門でも種々の調整が 進展しつつあるほか、一部には創造的な事業 展開を積極的に図る動きもみられる。

政府としては、こうした景気回復への芽を 膨らませ、我が国経済を6年度中の出来るだ け早い時期に本格的な回復軌道に乗せ、7年 度以降の安定成長を確実なものにするととも に、本格的な高齢化社会の到来への対応など 中長期的課題にも取り組んでいくため、来年 度末までの間に可能な限り有効な施策を展開 していくことが重要であるとの認識のもと、 今般、15兆円を上回る史上最大の規模の総合 的な経済対策を講ずることとした。本対策は、 以下のような三つの観点に立った幅広い諸施 策を推進しようとするものである。

第一に、予断を許さぬ現在の我が国経済に対し、景気浮揚のための内需拡大を図ることが重要である。このため、所得減税の実施等、公共投資等の拡大、住宅投資や民間設備投資の促進策を行う。

第二に、バブル経済の崩壊、国際情勢の変化等を背景に事業環境等への影響が大きい分野への適切な対応を行うことが必要である。このため、土地の有効利用の促進、中小企業の構造調整等の支援、農業の国際化への対応、雇用の安定の確保、金融・証券市場の活性化等に関する施策を講ずる。

第三に、経済の先行きに対する不透明感の 払拭、閉塞感の打破を通じて、我が国民間経 済の本来持っている活力や創造性に富んだ企 業家精神を喚起しつつ、我が国経済の将来的 な発展環境を整備していくことが不可欠であ る。このため、新規産業創出の促進と発展の 支援、新規事業の拡大等につながる規制緩和 の継続的推進を図る。また、引き続き調和あ る対外経済関係の形成に努める。

政府としては、上記のような観点からの諸施策を一体として推進しつつ、平成5年度第3次補正予算及び平成6年度予算を通じて可能な限り景気に配慮するよう努めることにより、当面の厳しい経済状況を克服するとともに、諸分野における困難な課題の克服や我が国経済の中核をなす民間経済主体のダイナミックな活力の発揮に裏打ちされた本格的な景気回復と、安定した持続的成長経路への移行が確保されることを期するものである。

I. 景気浮揚のための内需拡大

- 1. 所得減税の実施等
- (1) 現在の景気の低迷を打開するため、平成 6年度限りの措置として5兆4,700億円の 所得税・住民税の特別減税を実施する。
- (2) 法人特別税及び普通乗用自動車に係る消費税率の特例は、平成5年度末をもって廃

止する。

(3) 税制改革については、公正で活力ある高齢化社会を実現するため、引き続き検討を進め、年内の国会において関係の法律を成立させるものとする。

2. 公共投資等の拡大

公共投資等については、次のとおり総額7 兆2,000億円の事業規模を確保する。この新たに追加される分も含め、今後とも、労務、 資材等の面で支障を生じないよう十分配慮し、 所要の審査・手続きを円滑に進めつつ、公共 事業等の円滑かつ着実な施行に努める。また、 地方公共団体においても、地方単独事業を含む事業の円滑かつ着実な施行を図るよう要請 する。

(1) 一般公共事業については、各地域経済の 実情を踏まえ、国民生活の質の向上に重点 を置いた分野にできる限り配慮しつつ、事 業費3兆5,900億円(公団等の事業を含む) を追加する。

このうち、公共事業の円滑な実施を図るため、地価動向に十分配慮しつつ、7,800 億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

- (2) 国民生活基盤、研究開発基盤等の充実を 図るため、教育、研究、医療等のための施 設等の整備を推進することとし、事業費 6.100億円を追加する。
- (3) 地方単独事業については、地域の実情に 即し、生活環境の質の向上、地域の活性化 等の観点に立って、平成6年度の事業執行 を含め、切れ目なく積極的に展開していく こととし、平成5年度においても、その弾 力的、機動的な執行を図ることとし、3,000 億円の事業費の追加を要請する。

また、公共用地の先行取得については、 1 兆5,000億円の規模で事業費の拡大を要請する。

(4) 住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫の事業規模1兆2.000億円を追加する。

3. 住宅投資の促進

住宅投資については、良質な住宅建設を促進し、景気拡大に資するため、住宅金融公庫の融資の追加及び住宅関連税制の拡充を図るほか、容積率の割増制度の運用の弾力化、住宅建設コストの低減策、住宅宅地供給のための諸施策を推進する。

- (1) 住宅金融公庫の融資の追加 住宅金融公庫の融資について、貸付枠を 7万戸追加し、77万戸(当初貸付枠比22万 戸増)とする。
- (2) 住宅関連税制の拡充

住宅関連の税制に関しては、住宅建設の 促進に資する観点から、以下の有効かつ適 切な措置を平成6年度税制改正において講 ずる

- ① 住宅取得促進税制の所得要件を緩和する。
- ② 住宅取得資金の贈与に係る贈与税の特例について、特例計算限度額を引き上げるとともに、所得要件等を緩和する。
- (3) 容積率の割増制度の運用の弾力化等
 - ① 特定街区、高度利用地区等における容積率の割増制度について、地域の実情等に応じ、一定の計画的な住宅プロジェクトについては、より適切な割増しが可能となるよう運用の弾力化を行うほか、容積率の割増しを受けられる総合設計制度を活用できる敷地の規模の下限が弾力的に引き下げられるよう特定行政庁に対して要請を行うなど、制度の積極的活用を図る。
 - ② 住宅に係る容積率規制について、地下室の床面積の取扱いにつき見直しを行う。
- (4) 住宅建設コストの低減

良質かつ低廉な住宅の供給を実現し、潜 在的な住宅投資需要を喚起するため、次の 各措置を講ずる。

- ① 住宅建設コストを低減するためのアクション・プログラムを策定し、各種規制の合理化、消費者への情報提供、住宅輸入や外国住宅部品、建材の円滑な導入等を進めることにより競争条件を整備するとともに、生産・流通の合理化、技術開発等を推進することにより、住宅関連産業の発展に向けた環境を整備しつつ、住宅建設コストの引下げを図る。
- ② 定期借地権制度の利用により安価な住宅宅地の供給を促進するため、制度を広く周知し、その普及定着を図るとともに、制度の利用が円滑に行われるよう適正な市場の育成等諸条件の整備を行う。
- (5) 住宅宅地供給のための諸施策

中堅所得者向けの優良な公的賃貸住宅の 供給や、公共賃貸住宅の建て替え及び改善、 住宅宅地関連公共施設の整備等を推進する。

4. 民間設備投資を促進するための税制上の 措置

引き続き民間設備投資の促進を図るため、

- ① 中小企業者等の機械装置一般及び事務 処理の能率化等に資する一定の器具備品 (10設備)を対象に、中小企業の設備投 資を支援するため、30%の特別償却と 7%の税額控除を選択適用する中小企業 機械投資促進税制、
- ② 時短・就業環境改善、環境保全、輸入 促進等に配慮した省力化・合理化投資を 支援するため、30%(中小企業は36%) の特別償却と7%(中小企業は8.4%) の税額控除を選択適用する高度省力化投 資促進税制

について、平成6年度税制改正において、適 用期限(平成6年6月30日)を平成6年12月 31日まで延長する。

Ⅲ. 課題を抱える分野における重点的施策の 展開

1. 土地の有効利用の促進

土地の有効利用を通じ、公共事業、住宅建設、都市開発や民間事業等の推進を図るため、公共用地や民間都市開発事業用地の先行取得のほか、土地の有効利用等のための税制上の措置、適切な有効利用を支援するための仕組みの整備、不動産取引情報の充実、監視区域制度の弾力的運用、不動産共同投資のための事業環境整備等土地の有効利用を円滑に進めるための措置を講ずる。

- (1) 公共用地の先行取得
 - ① 公共事業等の円滑な実施を図るとともに、土地の有効利用にも資するため、地価動向に十分配慮しつつ、公共投資等の拡大のうち、次のとおり総額2兆2,800億円の規模で公共用地の先行取得を行う。
 - (a) 国庫債務負担行為を含め一般公共事業として事業費6.100億円を追加する。
 - (b) 都市開発資金融通特別会計、特定国 有財産整備特別会計等において、事業 費300億円を追加する。
 - (c) 日本道路公団等の事業費1,400億円

を追加する。

- (d) 地方公共団体等における用地の先行取得の積極的促進を引き続き図るため、土地開発基金及び土地開発公社の活用を図るとともに、公共用地先行取得債等による積極的な対応を図ることにより、今後平成6年度を含めて、1兆5,000億円の規模で事業費の拡大を要請する。
- ② 用地の先行取得を円滑に推進するため、 次の措置を講ずる。
 - (a) 地方公共団体による公共施設等のための用地取得を促進し、都市施設の整備や再開発を推進するため、都市開発資金融通特別会計の融資制度を拡充する。
 - (b) 大都市地域において住宅・都市整備 公団が行う良質な住宅宅地供給を適切 に推進するため、出資金により用地の 先行取得を促進する制度を拡充する。
 - (c) 地方住宅供給公社による大都市地域 の工場跡地、日本国有鉄道清算事業団 用地等の先行取得を促進し、住宅市街 地の形成を推進するため、用地取得に 伴う利子負担を軽減するための助成制 度を創設する。
 - (d) 市街化区域内において平成6年度末までに地方公共団体等が行う相当規模以上の基幹的な公共施設の用に供するための土地の先行取得については、利子負担軽減のため所要の措置を新たに講ずる。
- (2) 民間都市開発事業による土地の有効利用の推進

民間事業者による優良な都市開発事業の 円滑な推進を確保するため、側民間都市開 発推進機構において、民間都市開発事業の 用に供する土地の先行的な取得を行う制度 を創設する(5年間の措置、事業規模5,000 億円)。

また、同機構による低利融資等の支援措置の対象となる地域を、当分の間、東京23 区等三大都市圏の都心部にまで拡充する等により、民間事業者による一定の都市開発事業を支援し都市機能の増進を図る。

(3) 土地の有効利用等のための税制上の措置

土地関連の税制に関しては、土地取引を めぐる諸事情を踏まえ、土地基本法に基づ く制度の基本的枠組みの中で土地の有効利 用等に資する観点から、時限的に、以下の ような有効かつ適切な措置を平成6年度税 制改正において講ずる。

- ① 市街地における土地の有効利用を促進するため、業務用を含む優良建築物を建設する事業等のために土地等を譲渡した場合を、新たに長期譲渡所得に対する軽減税率の適用対象とする(法人の場合は10%追加課税を行わない)。
- ② 企業の長期保有資産を利用した設備投資の促進を図るため、長期保有の土地等、建物又は構築物を譲渡し、三大都市圏の既成市街地等以外の地域内にある建物、構築物又は機械装置を取得した場合に、買換資産につき一定割合の圧縮記帳を認める。
- ③ 住み替えを一層促進するため、特定の 居住用財産の買換え特例の譲渡価額要件 を適正な範囲内で引き上げる。
- ④ (財民間都市開発推進機構の活用による 都市開発事業用地の先行取得と都市開発 事業の実施を支援するため、所要の税制 上の措置を講ずる。

また、三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の課税の特例(いわゆるミニ保有税)は、平成6年1月1日以後に取得された土地については適用しないこととし、平成6年度税制改正において所要の措置を講ずる。

- (4) 土地の有効利用を円滑に進めるための措置
 - ① 低未利用地有効利用促進協議会の設置 等

都心部における低未利用地についての詳細な実態把握を緊急に行うほか、地方公共団体等を構成員とする低未利用地有効利用促進協議会を設置して、低未利用地に関する情報の交換等を行うとともに、これを踏まえた地方公共団体による計画策定を行うことによって、地域の実情に合った土地の有効利用を推進する。

② 土地取引関連情報の充実 証券、商品と比較して整備が遅れている 不動産取引市場に対し不動産取引を行う際 の基礎情報である市場相場を機動的に把握 し提供することができるよう、不動産流通 機構に蓄積された土地、住宅等の成約情報 を機動的に加工分析し、不動産市況情報と して提供を行うためのシステムを整備する。

③ 監視区域制度の弾力的運用

監視区域制度については、期間を定めて 区域を指定し、届出対象面積を適切に設定、 変更し、指定の事由がなくなった時に解除 するという機動的かつ弾力的な運用を前提 とした制度であることにかんがみ、引き続 き、最近の地価動向等を踏まえて、地域の 実情に応じた区域の指定、届出対象面積の 緩和、指定の解除を行う等制度の弾力的な 運用を図る。

④ 不動産共同投資のための事業環境整備 広く資金等の提供を受けて不動産事業を 行い資金等の提供者である事業参加者に収 益の分配等を行う事業について、事業参加 者の保護のあり方についての検討を含め、 事業環境の整備を行い、その健全な発展を 図る。

2. 中小企業対策等

厳しい経営環境に直面している中小企業等を支援するため、次のとおり、中小企業がその経営環境の構造的な変化を克服しつつ活力を発揮できるよう支援策を強化するとともに、一層の経営安定と活性化を図るための金融措置の拡充を行うこととし、これにより総額1兆3,000億円を超える政府関係中小企業金融機関等の貸付規模の追加を実施する。

- (1) 中小企業の構造的な経営環境の変化への対応の支援
 - ① 企業家精神に富み将来成長の可能性がある中小企業の新事業展開を強力に支援するため、事業性を的確に評価するための審査体制の確立等を図りつつ、貸付けの一部を無担保で行う新事業育成貸付制度を中小企業金融公庫に創設する。
 - ② 厳しい経営環境の中で、人材を確保しつつ事業の拡大を行う中小企業を支援するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等に中小企業成長支援特別貸付制度を創設する。
 - ③ 中小企業の新分野進出等の努力を一層

支援するため、特定中小企業者の新分野 進出等による経済の構造的変化への適応 の円滑化に関する臨時措置法の適用範囲 の拡充を図るとともに、全国各地におい て、新分野進出等に成功した事例につい ての研究会の開催等を行う。

また、同法に定める特別中小企業者等に対し、平成6年度税制改正において、設備投資減税、試験研究関連税制及び欠損金の繰戻し還付の特例措置を講ずる。

- ④ 低迷の続く中小企業の設備投資に対する継続的な支援を行うため、平成6年度税制改正において、中小企業機械投資促進税制及び高度省力化投資促進税制の適用期限を平成6年12月31日まで延長する。
- (2) 中小企業等の経営安定対策
 - ① 中小企業の資金繰りを一層支援するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等における運転資金支援特別貸付制度について、要件緩和、貸付規模の追加及び取扱期間の延長を行うとともに、連鎖倒産防止の観点から貸付対象の拡充を行う。
 - ② 中小企業の一層の経営安定を図るため、 緊急経営支援貸付制度の要件緩和、貸付 規模の追加及び取扱期間の延長を行う。
 - ③ 国民金融公庫、中小企業金融公庫等に 高金利の既往債務を有する中小企業の返 済を円滑化するため、返済資金緊急特別 貸付制度について、高金利部分の金利の 支払いを一時的に繰り延べることができ る措置の導入、取扱期間の延長等を行う。
 - ④ 担保不足により資金繰りが悪化している中小企業や親企業の工場閉鎖等の影響を受ける下請中小企業を支援するため、中小企業信用保険法の保険限度額が倍額となる特定業種等の指定を弾力的に行うとともに、特定業種に属し支援の対象となる中小企業の認定要件の緩和を行う。
 - ⑤ 中小林業・漁業者等に対する金融の円 滑化を図るため、木材産業等高度化推進 資金の貸付枠の拡充等を行う。
- (3) 中小流通業対策
 - ① 厳しい経営環境に直面している商店街 の活性化を一層推進するため、中小企業 事業団の高度化融資制度に、中小企業が 商店街又はその隣接地域に公共的施設を

- 含む個店集積体を作りこれを核として商 店街の活性化を行う事業(商店街パティ オ事業)を創設する。
- ② 販売促進を図るための人材確保を通じて中小流通業の発展基盤の一層の整備を行うため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等における中小流通業発展基盤整備特別貸付について資金使途を追加する。

(4) 地域中小企業対策

困難な状況にある地域中小企業の活性化を図るため、国と地方公共団体が協調して行う地域中小企業特別支援貸付制度を創設する。

(5) 小規模企業対策等

- ① 設備近代化資金貸付事業及び設備貸与 事業における貸付・貸与の限度額を引き 上げるほか、設備貸与事業について、対 象となる業種、設備の拡充を行うととも に割賦損料、リース料率の引下げを行う。
- ② 小規模企業の活力を支援するため、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、商工会等が行う小規模事業者の事業の共同化等に寄与する施設の設置を円滑に推進することとし、全国各地において、商工会等を対象に当該施設の設置に関する研究会の開催等を行う。
- ③ 中小企業の機械設備の導入を促進する ため、中小企業信用保険公庫における機 械類信用保険制度の対象となる機械類の 拡充を行う。

3. 農業の国際化対応のための緊急対策

ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意による新たな国境措置が導入されることを踏まえ、担い手の確保を含め効率的・安定的な経営体の育成等を通じた農業の体質強化を緊急に推進し、望ましい農業構造を実現するため、低コスト生産の実現、経営の複合化等に資する総額2,300億円の公共投資の追加、農林漁業金融公庫等における農業の経営規模拡大等に資する資金の融資枠の拡大等を内容とする国際化対応緊急農業対策を講ずる。

4. 雇用対策

本対策による経済の活性化を通じ雇用の拡 大を図るとともに、最近の雇用失業動向を踏 まえ、雇用の安定に万全を期するため、雇用 支援トータルプログラムを速やかに実施する など、次のとおり、総合的な雇用対策を推進 する。

(1) 企業の雇用維持支援の強化等による失業の予防

企業の雇用維持努力を一層支援するため、 雇用調整助成金制度の一層の拡充や新分野 開拓等による企業の中長期的な雇用維持努 力への支援を行うとともに、出向支援シス テムの整備、職種転換のための能力開発の 支援等を行う。

① 雇用調整助成金制度の拡充等

雇用調整助成金の支給対象となる業種の 指定基準について、経済の調整過程の長期 化に対応した大幅な緩和措置を講ずるとと もに、緊急雇用安定地域等の機動的指定を 行う等、制度の一層の活用・充実を図るこ とにより、失業を予防し、教育訓練、出向、 一時休業による企業の雇用維持努力を支援 する。また、新分野開拓等の事業再構築を 通じた雇用維持を支援するための助成制度 を創設する。

② 出向支援システムの整備

失業を経ない労働移動を円滑化するため、 出向者を受け入れた事業主に対する助成制 度の創設、産業雇用安定センターによる機 動的な出向の斡旋や情報の提供等により、 中高年齢ホワイトカラー労働者等の産業、 企業間における出向を支援する。

③ 職種転換のための職業能力開発の支援中小企業の事業転換等に伴い必要となる能力開発に対する助成金等の助成率を引き上げるとともに、職業能力開発サービスセンターにおける相談援助体制の強化を行う。

(2) 離職者の再就職促進等

離職者の失業期間をできる限り短くし再 就職を促進するため、中高年齢離職者に特 に手厚い配慮をした特定求職者雇用開発助 成金制度の拡充、再就職手当の拡充を通じ た雇用保険受給者の再就職意欲の喚起、合 同選考会の機動的開催、女子・高齢者等に 対する職業訓練の拡充等を行うとともに、 男女間の雇用機会の均等に配意しつつ、新 規学卒者等に対する就職支援対策を実施す る。

(3) 地域雇用対策の強化等による新たな雇用

機会開発への支援

雇用機会が不足している地域等において魅力ある雇用機会を創出するため、大規模雇用開発促進助成金制度、地域雇用環境整備助成金制度、地域雇用開発助成金制度等の拡充や、雇用を増大させつつ労働時間を短縮する中小企業への新たな助成等により、地域、中小企業における新たな雇用機会の開発を支援する。また、雇用開発のための具体的な構想の策定に対する支援等を通じ農山村における雇用安定を図る。

(4) 高年齢者等の雇用就業機会の確保

高年齢者の雇用機会の開発・確保を図るため、高年齢者多数雇用特別奨励金制度を拡充するとともに、障害者の雇用の促進と安定を図るため、特別定着指導等を実施する。

- 5. 金融・証券市場に関する施策
- (1) 資金の円滑な供給
 - ① 中小企業を含む企業の資金需要に適時 適切に対応できるよう、民間金融機関に 対して、融資態勢を一層強化するよう要 請する。
 - ② 担保に余裕のない中小企業に対する融 資に係る信用保証協会の信用保証制度に ついて弾力的運用の強化を行う。
 - ③ 金融機関が、株式市場の動向を踏まえ つつ、優先株や永久劣後債の発行等自己 資本充実手段の多様化を図ることにより、 自己資本の一層の充実に努めるよう求め る。
 - ④ 最近の地価動向等を踏まえて、良質な住宅宅地供給や土地の有効利用を促進するため、実需に見合った土地取引に必要な資金を円滑に供給する観点から、当分の間、土地関連融資に係るいわゆるトリガー方式の適用を停止する。
 - ⑤ 銀行の自己資本比率規制における地方 公共団体向け債権のリスク・ウエイトを、 その実態に即して引き下げ、地方公共団 体の民間からの資金調達の一層の円滑化 を図る。
- (2) 不良資産の処理促進
 - ① 金融機関による㈱共同債権買取機構へ の買取債権の積極的な持込みを推進する ことにより、金融機関の不良債権に係る

損失の早期処理を促進する。

また、同機構が、金融機関による担保 不動産に係る権利関係の調整に協力する とともに、地方公共団体等に対して不動 産情報を積極的に提供することにより、 担保不動産の処分を促進する。

さらに、競売手続の円滑な活用を図る ための環境整備についても検討する。

② 金融機関が不良債権の実態に即した必要な償却を行うとの趣旨を徹底し、償却の一層の促進を図るとともに、そのための当局の体制についても引き続き充実・強化に努める。

また、最近における不良債権の実態にかんがみ、引当制度の運用を改善し、貸倒れには至っていないものの回収に危険のある債権についても、金融機関自らの判断によりリスクに応じた必要な引当が行われるようにする。

(3) 金利減免債権の流動化

関係金融機関が各ノンバンク等の再建計画と整合性をとりつつ、財務体質の改善を図るため、特別目的会社(再建計画の実行を管理する会社)を設立し、これに対して金融機関が抱えるノンバンク等向け金利減免債権を流動化することについて検討する。

- (4) 証券市場の活性化
 - ① 自己株式の取得に関する規制の緩和について、今国会に関連法案を提出すべく引き続き検討を進める。
 - ② 時価発行公募増資の再開等、証券市場、 証券取引に係る手続きの簡素化、規制の 緩和等を引き続き推進する。また、今後 の株式市場の状況等をも見極めつつ、企 業の新規公開(上場及び店頭登録)の一 層の促進について早急に検討を行う。
- (5) 金融政策の機動的運営

内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視 しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営 を図る。

Ⅲ. 経済活力の喚起のための発展環境整備

- 1. 規制緩和等の推進
- (1) 規制緩和等の実施

「総合的な経済対策の推進について」(平成5年4月13日経済対策閣僚会議決定)に

基づく許認可等の見直し結果を踏まえて、「今後における行政改革の推進方策について」(平成6年2月8日行政改革推進本部決定)に盛り込まれたとおり、各般にわたる公的規制の緩和等を実施する。このうち、特に新規事業の創出や事業の拡大等、競争の促進や価格の弾力化等を通じた市場の効率化、市場アクセスの改善を通じた輸入の促進、申請負担の軽減による経済コストの削減等の経済的効果を期する観点から、別紙に掲げる事項をはじめとした規制緩和等を実施する。

(2) 規制緩和等の計画的な推進

(1)の措置による成果をも踏まえ、引き続き、公的規制がもたらす国民や企業の実質的な負担や制約を軽減し、国民生活の質の向上や民間活力の発揮を確保するため、今後とも公的規制の見直しを進めることとし、平成6年度内に、5年を期間とする規制緩和を推進するための計画を策定する。

2. 新規産業創出の促進と発展への支援

国民のニーズの変化や新たな技術開発等が 進行する中で、内需主導の国際調和型の産業 構造の形成や国民生活の質の向上等に資する 新規産業の発展を支援し、創造的な事業展開 を促すため、次の措置を講ずる。

- (1) 新分野展開を支援するための融資制度の 創設等
 - ① 産業構造調整を進めつつ中長期的発展 基盤の強化を図るため、開発・生産体制 の集約化を行うとともに、雇用の確保や 下請関連企業の行う事業に特段の配慮を 行っている企業による新技術開発及び新 分野進出事業を支援する低利融資制度を 日本開発銀行等に創設する。

また、規制緩和措置の実施に伴い創出 される新規事業への投資や既存事業への 新規参入投資を促進するための融資制度 を日本開発銀行等に創設する。

これらにより1,000億円程度の貸付枠を追加する。

② 新商品の生産や新たなサービスの提供を行う事業の資金調達環境の円滑化により、経済環境の変化に即応した産業分野の開拓を図るため、特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく産業基盤整備基

金等の助成措置について、再保証の弾力 化、出資対象企業の拡大等所要の運用改 善を行う。

(2) 新分野事業創出の契機となる情報化、研究開発等の推進

新たな事業分野の創出に資するデータベースやソフトウェアの整備、研究開発、 人材の育成等を推進する。

また、情報通信分野においてニュービジネスの創出を図るため、簡易型携帯電話システムの事業化、CATV等地域情報通信市場の活性化などを推進する。

(3) 中小企業の新規事業創出等のための支援 措置

中小企業の新規事業創出等を支援するため、新事業育成貸付制度を中小企業金融公庫において創設するとともに、特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法に定める特別中小企業者等に対する税制上の支援措置を講ずる。

(4) 新規発展産業に関する政策的対応のあり 方と将来への展望

情報通信関連、住宅関連、都市関連、エネルギー関連、環境関連、福祉関連をはじめ、将来的な発展が期待され、かつ、今後の国民生活の質の向上や雇用機会の開発につながる分野の産業について、各分野において、適切な政策的対応のあり方やその将来展望とともに、産業構造の姿を明らかにする。

(5) 競争政策の新たな展開

我が国経済における公正かつ自由な競争を一層促進し、競争制限的な民間慣行を厳格に排除するために、審査体制の一層の整備等からなるカルテル規制の強化を行う。

また、企業のリストラクチャリングの環境を整備する観点から、経済実態を考慮しつつ、合併、株式保有等に関する事務処理基準を明確化する等規制の一層の透明性の確保や、合併、株式保有等に関する届出等の簡素化について、所要の検討を行う。さらに、新規事業を育成する環境を整備する観点から、ベンチャーキャピタルの許容される活動範囲についての明確化の検討を行う。

3. 地域の視点に立った経済の活性化

地域の特性と創意を生かし魅力にあふれた 特色ある地域づくりを進めるとともに、各地 域の経済活力の発現を通じた経済の活性化を 図ることが重要である。このため、各地域経 済の実情を踏まえて公共投資等の拡大を行う ほか、各種地域開発等に関連する許認可等事 務手続きの迅速化等を図りつつ、業務核都市 や大阪湾臨海地域の整備等大都市地域の秩序 ある整備を進めるとともに、地方拠点都市地域の整備等地方圏の発展の拠点となる都市地 域の整備等地方圏の発展の拠点となる都市地域の整備等化や、広域的な生活圏相互の交流 を円滑にし拡大する高規格幹線道路、鉄道、 航空等の高速交通ネットワーク等の整備を引 き続き計画的に進める。

4. 調和ある対外経済関係の形成

これまでに掲げた諸施策を通じる内需拡大 や、ガット・ウルグァイ・ラウンド交渉の結 果締結される諸合意の実施に向けた着実な努 力に加え、内外無差別及び公正かつ開放的な 市場の形成、輸入の促進、対日投資の促進、 開発途上国支援等による国際社会への貢献を 通じ、調和ある対外経済関係の形成を図る。

(1) 輸入の促進

- ① 外貿ターミナル等輸入関連インフラの整備を推進するとともに、輸入促進地域 (フォーリン・アクセス・ゾーン) の整備を推進し、これと関連して、総合保税 地域制度の活用を図る。
- ② 良質かつ安価な住宅の輸入を促進する ため、引き続き、輸入住宅の常設展示場 の確保を進める。
- ③ 外国企業等の対日輸出及び対日投資努力を総合的かつ強力に支援する総合輸入 促進センターを増設する等日本貿易振興 会の輸入促進機能の強化を図る。
- ④ 国民金融公庫、中小企業金融公庫等の 輸入品販売円滑化貸付につき、引き続き、 低利融資を行う。

(2) 政府調達手続の改善

ガット政府調達協定改訂交渉の合意(平成5年12月15日)に基づき、今後、政府調達に関する協定の対象となる調達及び機関の範囲を拡大していくとともに、一般競争入札による調達機会の増大、政府調達に関する情報を内外の企業に対しより便利な形

で提供するための体制の整備、公正かつ独立した審査体制による苦情処理手続の早急な整備のための所要の準備の推進等アクション・プログラムの一層の推進を図ることにより、我が国の政府調達手続における一層の透明性を確保し、公正な競争の機会を増大させるものとする。

(3) 市場開放問題苦情処理体制(OTO)の 活用

市場アクセスの一層の改善に資するため、「市場開放問題苦情処理体制の整備について」(平成6年2月1日閣議決定)により本部長を内閣総理大臣とすることとされた市場開放問題苦情処理対策本部や市場開放問題苦情処理推進会議の機能を積極的に活用する。

(4) 開発途上国への支援等

開発途上国への支援については、政府開発援助第5次中期目標及び開発途上国への資金協力計画に沿って着実な拡充を図るとともに、開発途上国の直面する経済困難、多様化するニーズに対応するとの観点から、引き続き、即効性の高いプロジェクトへの協力を積極的に推進する等、適正かつ効果的・効率的な途上国援助の実施を図る。また、国際的な相互理解の増進等を一層促進するための体制の充実に引き続き努める。

(別紙)

主要な規制緩和等事項

- 1. 新規事業の拡大・事業拡大等の促進等
 - ・農住組合の設立の認可要件の緩和
 - ・医療法人の業務・資産及び病院等施設に 関する規制の緩和
 - ・電気事業に関する規制の在り方の見直し
 - ・空調用等吸収式アンモニア冷凍装置に対 する警報・除害装置等の義務付けの廃止
 - ・航空機の修理改造認定事業場における確認の範囲の拡大
 - ・一般放送事業者の行うBSテレビジョン 放送について総合放送規制の適用除外
 - ・衛星系のテレビジョン音声多重放送(独立利用)についてマスメディア集中排除原則の適用除外
 - ・住宅の地下室に係る容積率の規制の緩和
 - ・容積率特例制度について住宅に着目した

運用弾力化

- ・木造建築物の延べ面積制限の緩和
- ・土地区画整理事業の技術基準の柔軟化等 による地域特性への配慮
- 2. 競争の促進・価格の弾力化等
- (1) 公共料金の弾力化・多様化等
 - ・鉄道事業のグリーン料金、寝台料金等の 認可の届出化
 - ・スキーリフト等特殊索道の運賃・料金の 届出の廃止
 - ・路線バス事業の営業政策的な割引運賃等 の認可の届出化
 - ・一般旅客定期航路事業の営業政策的な割引運賃等の認可の届出化
 - ・国内定期航空運送事業の営業政策的な割 引運賃、スーパーシート料金等の認可の 届出化
 - ・トラック事業に係る運賃・料金の届出規 制の緩和
 - ・第1種電気通信事業者の料金認可の不要 範囲の拡大
 - ・自動車・携帯電話の料金の多様化・弾力 化
- (2) 選択機会の拡大等
 - ・外国法事務弁護士の受入れに関する規制 の緩和
 - ・給水装置に係る型式承認、検査等の見直
 - ・石油製品に係る規制の在り方の見直し
 - ・模型ロケット(一定量以下のもの)について火薬類取締法の規制の緩和
 - ・鉄道事業におけるイベント時等の臨時列 車による運行計画の変更届出の廃止
 - ・路線バス事業におけるイベント時等の臨 時便運行の際の届出の廃止
- (3) 金融・証券の自由化等
 - 証券会社店舗規制の緩和
 - 証券投資信託財産の運用制限の緩和
 - 居住者外貨建海外預金に係る規制緩和
 - 対外及び対内証券投資に係る規制緩和
- 3. 市場アクセスの改善・手続きの簡素化
 - ・本船通関、予備審査の適用対象の拡大等 による通関手続の迅速化・簡素化
 - ・通関手続と輸入関係他法令手続の一体的 処理の簡素化
 - ・関税等包括納期限延長制度における担保

34 I 総説

対象の拡大等

- ・航空機の入出港手続について航空NACC Sによるシステム処理を可能化
- ・個人輸入手続の円滑化・迅速化
- ・医療用具(機器)の製造・輸入に関する 規制の見直し
- ・試験研究用医療用具、治験用医薬品等の 薬監証明手続の簡素化
- ・動物用ワクチン(一部のもの)の輸入割当ての廃止
- ・自動車用エアバッグガス発生装置の高圧 ガス容器の輸入検査の廃止
- 4. 申請者等の負担軽減等
- (1) 検査等負担の軽減
 - ・液化石油ガス器具の検定抜取り個数の削減
 - ・液化石油ガスの供給設備検査の簡略化及 び消費設備調査方法の合理化
 - ・船舶搭載救命用無線設備等に対する船舶 安全法、電波法の両検査に係る検査デー タの相互活用等
 - 無線局の定期検査省略対象の拡大
- (2) 手続等負担の軽減
 - ・犬の登録期間の延長

- ・医薬品等製造所の製造品目の変更追加許可の不要範囲の拡大
- ・医薬品等の製造、輸入の承認権限の都道 府県知事への委譲
- ・農業共済団体、漁業共済組合の事業報告 書等の提出の廃止
- ・膀胱結石治療用火工品に対する火薬類取 締法の適用除外
- ・繊維品の輸出承認制の緩和
- ・路線バス事業における天災等の場合の他 の路線による事業経営等に係る届出の廃 止
- ・船名変更の許可の廃止
- ・専用鉄道の設置等に係る届出の廃止
- ・港湾運送事業者等の名称等の変更等の報告、倉庫業者の臨時報告書の提出等の様式の統一及び窓口の一本化
- ・中継系伝送路設備の変更に関する届出範 囲の拡大
- 技能講習修了証の統一等

(出所) 内閣府経済社会総合研究所ウェブ・ページ (http://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/data_history/data_history_list.html)。